

矢掛町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

(令和4年3月改訂)

(令和5年7月改訂)

内容

第1章 公共施設等総合管理計画について	5
1. 背景と目的	5
2. 計画の位置付け	6
3. 施設の対象範囲	7
第2章 矢掛町について	7
1. 概況	7
2. 沿革	8
第3章 本町を取り巻く社会的状況	8
1. 人口の動向及び将来の見通し	8
(1) 人口減少・少子高齢化社会の進行	8
(2) 安全や安心に対する意識の高まり	9
(3) 地域の人々の結びつきの重要性	9
(4) 環境問題への意識の高まり	9
(5) 地方創生・地方分権時代の到来	9
(6) 矢掛町の人口の推移	10
(7) 人口減少社会におけるまちづくりの課題	11
2. 財政状況	12
(1) 歳入の状況	12
(2) 歳出の状況	13
(3) 投資的経費と地方債残高及び基金残高	14
3. 人口の推移, 社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	15
第4章 公共施設の現況及び将来の見通し	16
1. 公共建築物（ハコモノ施設）の現状	16
(1) 公共建築物の保有状況	16
(2) 公共建築物の施設保有量の推移	17

(3) 築年別整備状況	1 8
(4) 耐震化実施状況	1 8
2. インフラ施設の状況	1 9
3. 過去に行った対策の実績	1 9
4. 有形固定資産減価償却率の推移	2 0
5. 公共施設等の維持管理経費の推移	2 1
6. 将来の更新費用の推計	2 2
(1) 普通会計における公共建築物	2 2
① 試算条件	2 2
② 耐用年数経過時に単純更新した場合の将来の更新費用の推計	2 3
③ 長寿命化対策等を実施した場合の将来の更新費用の推計	2 3
④ 普通会計の公共建築物における長寿命化対策等の効果	2 4
(2) 普通会計におけるインフラ施設	2 4
① 試算条件	2 4
② 耐用年数経過時に単純更新した場合の将来の更新費用の推計	2 5
③ 長寿命化対策等を実施した場合の将来の更新費用の推計	2 5
④ 普通会計のインフラ施設における長寿命化対策等の効果	2 6
(3) 公営企業会計における公共建築物	2 7
① 試算条件	2 7
② 耐用年数経過時に単純更新した場合の将来の更新費用の推計	2 8
③ 長寿命化対策等を実施した場合の将来の更新費用の推計	2 8
④ 公営企業会計の公共建築物における長寿命化対策等の効果	2 9
(4) 公営企業会計におけるインフラ施設	2 9
① 試算条件	2 9
② 耐用年数経過時に単純更新した場合の将来の更新費用の推計	3 0
③ 長寿命化対策等を実施した場合の将来の更新費用の推計	3 0

④ 公営企業会計のインフラ施設における長寿命化対策等の効果	3 1
(5) 人口減少による将来負担コスト増	3 2
(6) 普通会計における将来費用の財源内訳	3 3
(7) 投資的事業に係る地方債借入残高の推移見込み	3 4
第5章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	3 5
1. 計画期間	3 5
2. 全庁的な取組み体制の構築及び情報管理・共有方策	3 5
3. 現状や課題に関する基本認識	3 5
4. 公共施設の管理に関する基本的な考え方	3 5
(1) 点検・診断等の実施方針	3 5
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	3 6
(3) 安全確保の実施方針	3 6
(4) 耐震化の実施方針	3 6
(5) 長寿命化の実施方針	3 6
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	3 7
(7) 統合や廃止の推進方針	3 7
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	3 7
5. フォローアップの実施方針	3 7
6. 数値目標	3 8
7. 地方公会計（固定資産台帳）の活用	3 9
8. 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針	3 9
9. 地方団体における各種計画との連携についての考え方	3 9
第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	4 0
1. 主な施設類型ごとの方向性	4 0
(1) 公共建築物	4 1
① 文化系施設	4 1

② 社会教育系施設.....	4 3
③ スポーツ・レクリエーション系施設.....	4 4
④ 産業系施設.....	4 5
⑤ 学校教育系施設.....	4 6
⑥ 子育て支援施設.....	4 7
⑦ 保健・福祉施設.....	4 8
⑧ 行政系施設.....	4 9
⑨ 公営住宅	5 0
⑩ 公園施設	5 2
⑪ その他施設.....	5 3
⑫ 介護老人保健施設	5 4
⑬ 病院施設	5 5
(2) インフラ施設.....	5 6

第1章 公共施設等総合管理計画について

1. 背景と目的

本町では、各種利用需要に対応するため公共施設やインフラ施設の整備が行われてきました。しかし現在、人口の変化や高齢化社会の進行により、公共施設のあり方やニーズが変化してくることが予測され、公共施設等のあり方を見直すことが必要になっています。

また、これまでに整備してきた公共施設等は、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、今後人口減少による町税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政状況が悪化することが見込まれます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

このような状況の下、平成26年4月に総務省から「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がありました。

そこで本町は、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、住民ニーズを的確に捉え、公共施設の全庁的、総合的な管理を維持するため、「矢掛町公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）の策定を平成28年度に行い、計画的な公共施設等の維持管理・更新等に取り組んできました。

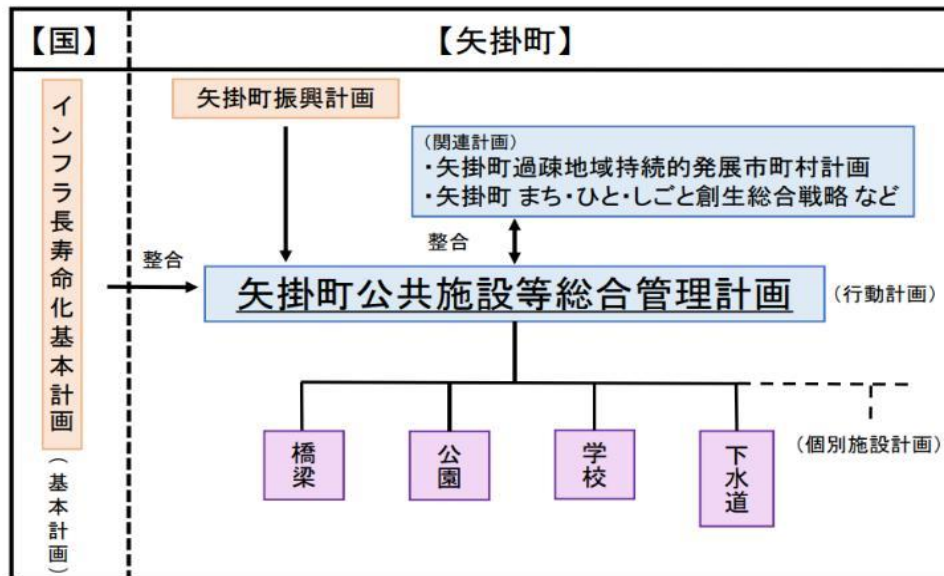
公共施設等総合管理計画は、公共施設等の個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが求められており、総務省から平成30年4月に「公共施設等の適正管理の更なる推進について」、令和3年1月に「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（総務省第6号）」が通知されたことを受け、令和3年度に計画の改訂を行うものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設の機能を安全で快適に利用できる状態で維持するための基本的な考え方を示したものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

★図表 本計画の位置づけ

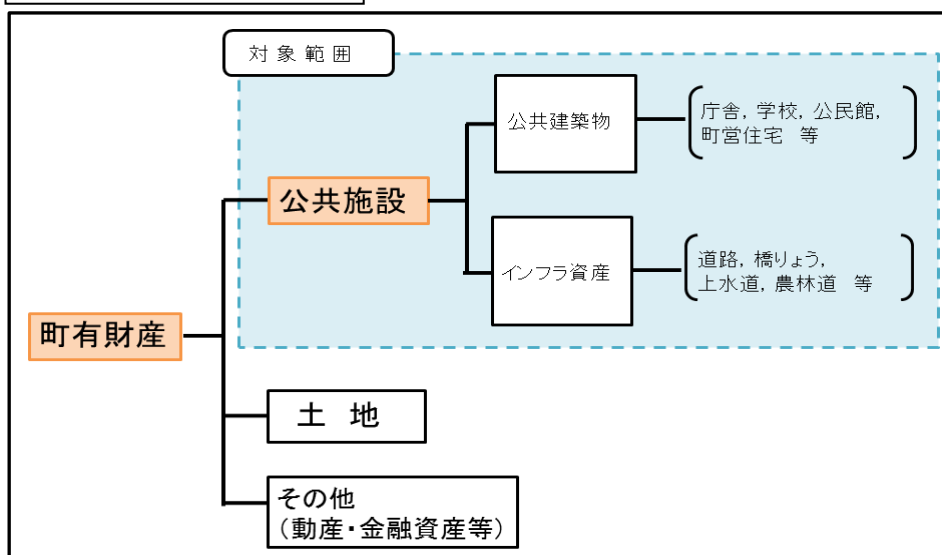


本計画は「インフラ長寿命化計画」(行動計画)に該当するもので、平成26年4月22日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」及び平成30年2月27日に総務省により改訂された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき策定するものです。

3. 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、本町が所有する学校・公営住宅・庁舎等の建築物系施設や道路、橋りょう、トンネル、上水道、下水道、農林道、農業水利施設等のインフラ資産を対象とします。

★図表 対象範囲の略図



なお、本町が構成町となっている一部事務組合の施設については、組合が策定する公共施設等総合管理計画又は個別施設計画等に則り、他の構成市町と協議しながら維持管理・更新等を進めていくものとします。

第2章 矢掛町について

1. 概況

本町は、岡山県南西部に位置し、高梁川水系の支流である小田川流域に開け標高が15メートルから505メートルの比較的ゆるやかな丘陵に囲まれた盆地をなしています。東西12キロメートル、南北15キロメートル、周囲55キロメートル、町域面積は90.62平方キロメートルで、岡山県の総面積の約1.2%にあたります。

町の東西を国道486号と鉄道井原線が走り、山陽自動車道の笠岡、鴨方、玉島インターチェンジまでの所用時間は20分～30分で交通の利便性に優れています。

年間の平均気温は14.5℃であり、瀬戸内海気候に属し、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれています。また、江戸時代には参勤交代の宿場町として栄え、本陣・脇本陣が現存する文化と田園のまちです。

恵まれた環境の中で、地域の特性を活かした特色のある魅力と活力にあふれた夢のある「やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち」を将来像としてまちづくりを推進しています。

2. 沿革

矢掛町には多くの遺跡が残されており、代表的な遺跡として、弥生時代の清水谷遺跡、古墳時代の橋本荒神塚、小迫大塚古墳などがあげられます。飛鳥時代には、地方豪族として下道氏が勢力を持ち、一族出身の吉備真備は、中国の唐へ渡り、政治、学問の知識だけでなく、唐の文化や収蔵を日本へ伝え、右大臣として中央で活躍しました。その後、奈良時代から平安時代の初めに道が整備されたとき、古代山陽道（大路）が小田川流域を通り、備中国小田駅（毎戸遺跡）が置かれました。そして、江戸時代には矢掛に本格的な宿場が整備されるとともに、小田川を利用した高瀬舟の川湊（かわみなと）により陸運・水運の要衝として産業・文化の両面で賑わいました。現在でも本陣・脇本陣をはじめ、本瓦葺・漆喰塗の町家その名残をとどめています。

矢掛町の町制の変遷は、明治22年（1889年）、町村制の施行に伴う合併で矢掛村をはじめとする7村が誕生したことによりはじまります。昭和29年（1954年）に、矢掛町、美川村、三谷村、山田村、川面村、中川村が合併し、さらに昭和36年（1961年）に小田町を編入合併し、現在の矢掛町になりました。

近年では、重要伝統的建造物群保存地区の選定や矢掛商店街での無電柱化、道の駅山陽道やかげ宿、賑わいのまちやかげ宿創出施設矢掛ビジターセンター問屋、古民家再生を核とした国内初の「アルベルゴ・ディフーズ（分散型ホテル）」の認定、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構（やかげDMO）による観光地域づくり、矢掛認定こども園の開園、企業誘致や宅地分譲、町営住宅及び特定公共賃貸住宅の提供等、計画的に事業展開をしており、今後さらなる躍進が期待されています。

第3章 本町を取り巻く社会的状況

1. 人口の動向及び将来の見通し

（1）人口減少・少子高齢化社会の進行

出生率の低下により我が国の人口は減少しており、少子化が深刻化しています。矢掛町のような中山間地域での人口減少は、都市圏への人口流出も加わり急速に進んでいます。また、高齢化も進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所が公表している日本の将来推計人口によると、令和7年には65歳以上の高齢者が総人口に占める割合が約30%となり、国民の3人に1人が高齢者となる社会が到来すると推計されており、矢掛町においては同割合が40%を超えると推計されています。

こうした人口減少・少子高齢化の進行により、労働力の減少や地域活力の低下、社会保障費の増加等様々な影響が懸念されます。今後は、少子化の進行を抑制するため、社会全体で子育てを支援する仕組みを構築するとともに、高齢者が健康に暮らし、それぞれの能力を活かして活躍できる社会を構築していく必要があります。

(2) 安全や安心に対しての意識の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大規模地震とそれに伴う津波により、甚大な被害となりました。さらに、集中豪雨等による河川の氾濫や土砂災害が日本各地で発生し、水害等の大規模災害の発生が懸念されており、矢掛町においても、平成30年7月豪雨により、公共施設、道路、河川並びに農林業施設に甚大な被害がもたらされました。

また、近い将来、発生が予想されている南海トラフ巨大地震により、矢掛町の被害想定として、最大震度6弱、揺れによる全壊棟数が29棟、死者数は2人、負傷者数は69人、避難者は被災直後で300人、1週間後には1,400人まで増加すると考えられています。(出典：矢掛町地域防災計画 第2編地震災害対策編)

さらに、交通事故、特殊詐欺、消費者トラブルなどの身近な暮らしの安全・安心を脅かす事故や事件に加え、複雑かつ多様化する社会の中では、今まで想定できなかった事故や事件が発生するなど町民の生活への不安の高まりが懸念されています。

このため、町民や企業と警察・消防署・行政機関が連携し、安全で安心なまちづくりへの取り組みの強化が求められ、地域コミュニティを中心とした地域防災・防犯体制の整備と運用が必要とされています。

(3) 地域の人々の結びつきの重要性

核家族化をはじめとする世帯の多様化、少子高齢化、都市への人口集中などにより人口減少が進行し、人と人、人と地域とのつながりが薄れ、地域の中で助け合ってきた地域社会が衰退し、地域コミュニティの希薄化が社会問題となっています。こうした中で、人々の助け合いの主体として、NPO・ボランティア団体が、災害支援、青少年健全育成、子育て支援、環境問題など様々な分野で活動する仕組みづくりが求められています。また、地域の人々のつながりを強めるとともに、人材、施設、資金を有効に活用することにより地域コミュニティの活性化を図っていくことが求められています。

(4) 環境問題への意識の高まり

地球温暖化等の環境問題が深刻化する中で、低炭素社会・循環型社会の構築、自然環境の保全への関心が高まっています。また、東日本大震災に伴う原子力発電所の被災は、我が国全体に電力不足という問題を引き起こし、エネルギー政策そのものにも大きな問題を提起しました。豊かな自然環境や生態系を保全・再生するとともに、自然エネルギーの利用、省エネルギーの推進、ごみのリサイクルや減量化など、環境に配慮した低炭素社会・循環型社会の構築に向け、国、地方公共団体、事業者、町民がそれぞれの立場で責任ある行動をしていくことが求められています。

(5) 地方創生・地方分権時代の到来

地方分権は国と地方公共団体の役割を明確にし、地域の実情をよく知る地方公共団

体が担う仕組みの構築を進めようとするものです。国から地方公共団体に財源や権限が委譲され、地方公共団体が住民の意見や地域の実情を踏まえて計画策定から施策の実施までを担い、自らの判断と責任の下で地域の実態にあった行政を実現することが可能となります。

また、こうした地方分権改革の推進にあわせ、地域の活性化を推進し、地方創生に向けた積極的な取組みと効率的な体制で地方分権と財政健全化を図る必要があります。

（６）矢掛町の人口の推移

国勢調査による令和２年（２０２０年）の矢掛町の人口は１３，４１４人（男６，４１２人，女７，００２人）となっており，前回調査の平成２７年（２０１５年）の人口１４，２０１人と比較して７８７人（５．５４％）減少しています。

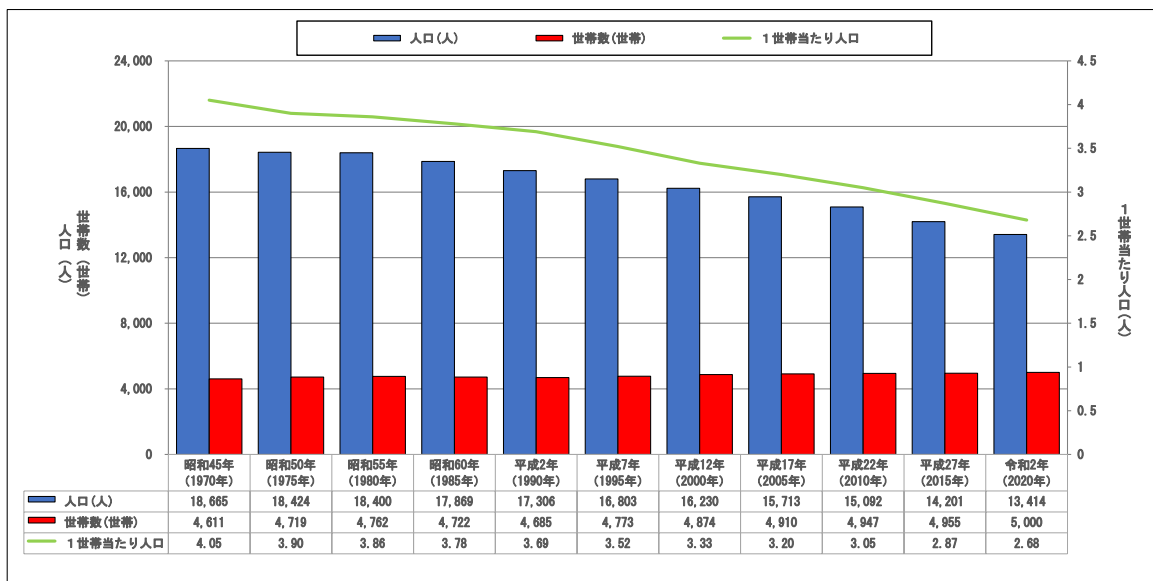
世帯数は令和２年には５，０００世帯となっており，平成２７年の世帯数４，９５５世帯と比較して４５世帯（０．９１％）増加しています。

よって，１世帯あたりの人員は，令和２年において２．６８人となり，平成２７年の２．８７人と比較して０．１９人（６．６２％）減少しています。年々世帯の少人数化（核家族化）が進行しています。

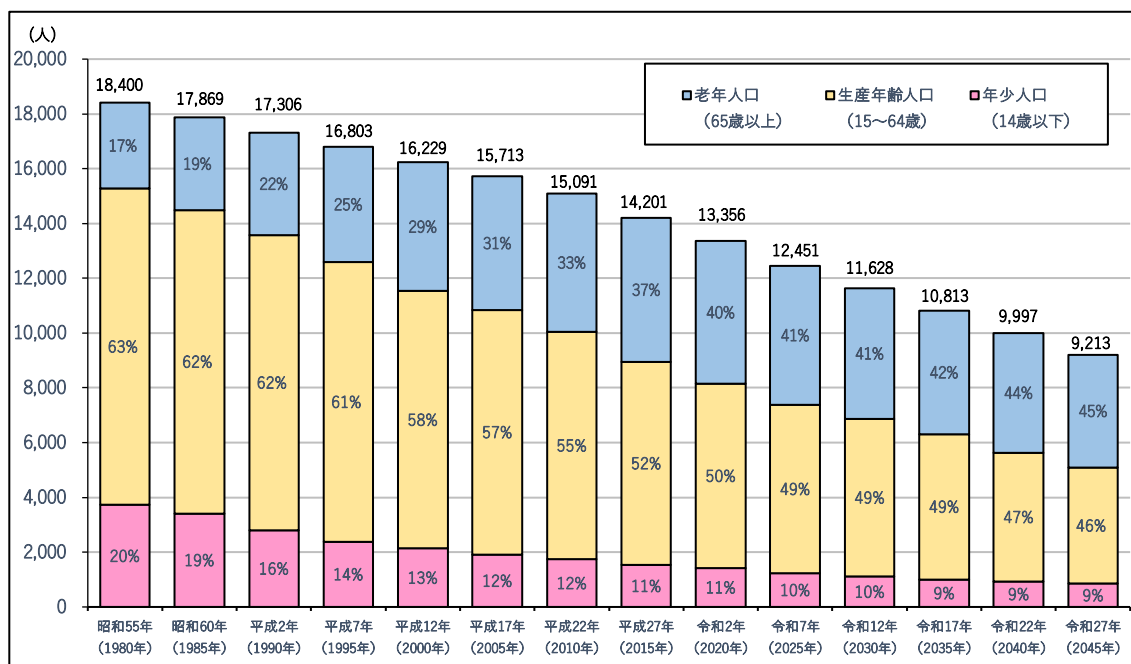
また年齢別人口構成比については，昭和５５年（１９８０年）と令和２年（２０２０年）を比較すると，０～１４歳の年少人口は９．７％減少，１５～６４歳の生産年齢人口は１２．７％減少しているのに対し，６５歳以上の老年人口は２１．８増加しており，急激に少子高齢化が進行しています。

本町の将来人口において，平成２７年（２０１５年）から令和２７年（２０４５年）の間に，人口は３５．１％減少することが見込まれています。また少子高齢化の影響により，老年人口の構成比は年々増加しており，令和２７年（２０４５年）には，高齢者が本町の人口の約２分の１を占めることが見込まれています。

★図表 人口・世帯数の推移



★図表 年齢3区分別人口の推移と将来推計



(7) 人口減少社会におけるまちづくりの課題

高度経済成長期以降，道路や橋りょう，上下水道施設等が，町民の生活基盤として整備されてきたことにより，社会資本は年々充実化が図られていました。

現在は，これまで整備されてきた社会資本の老朽化が進んだことに加え，人口が減少していることにより，限られた予算から，いかに社会資本の更新・維持管理費等を捻出するかということが重要になっています。

また，本町では，人口減少・少子高齢化の進行による過疎化が進行するなか，ICTの活用が求められています。

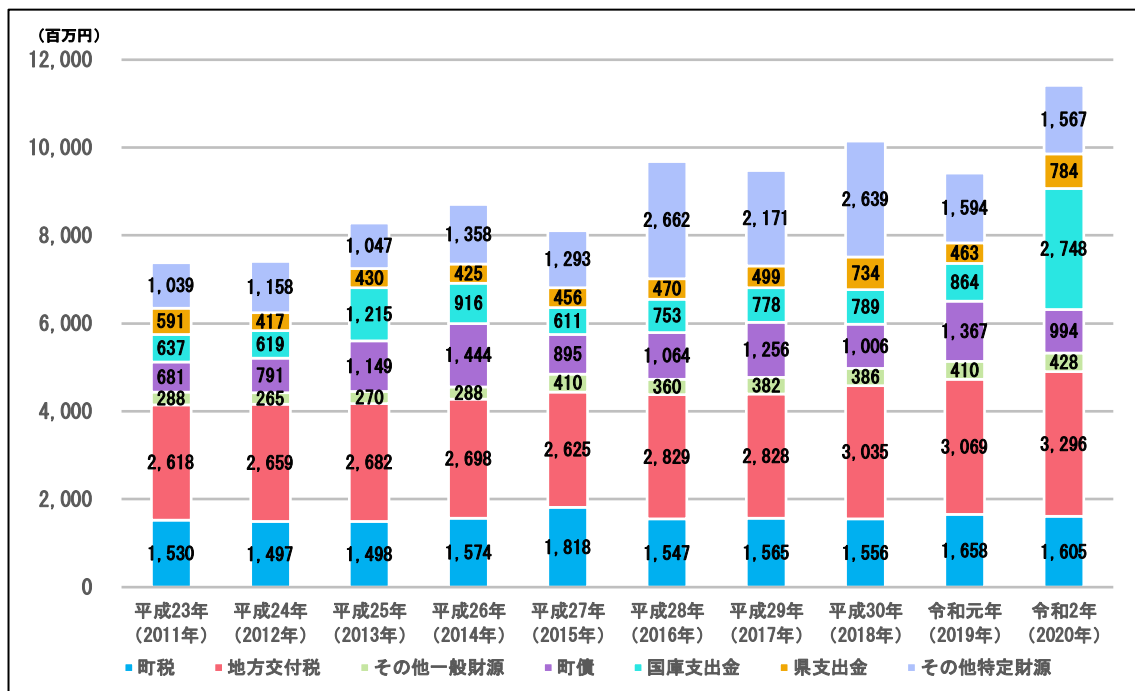
住民福祉の向上のため，国が進めるデジタル社会推進に向けた取組みを注視しつつ，本町のニーズに合わせた情報基盤の整備と情報を活用するシステムづくりを進める必要があります。

今後は，戦略的な社会資本の更新及び維持管理が求められており，総合的かつ計画的な管理を行うことが求められています。

2. 財政状況

(1) 歳入の状況

★図表 歳入決算額の推移（普通会計）



令和2年度における歳入総額は114.22億円となっており、前年度と比較して21.3%の増加となっています。

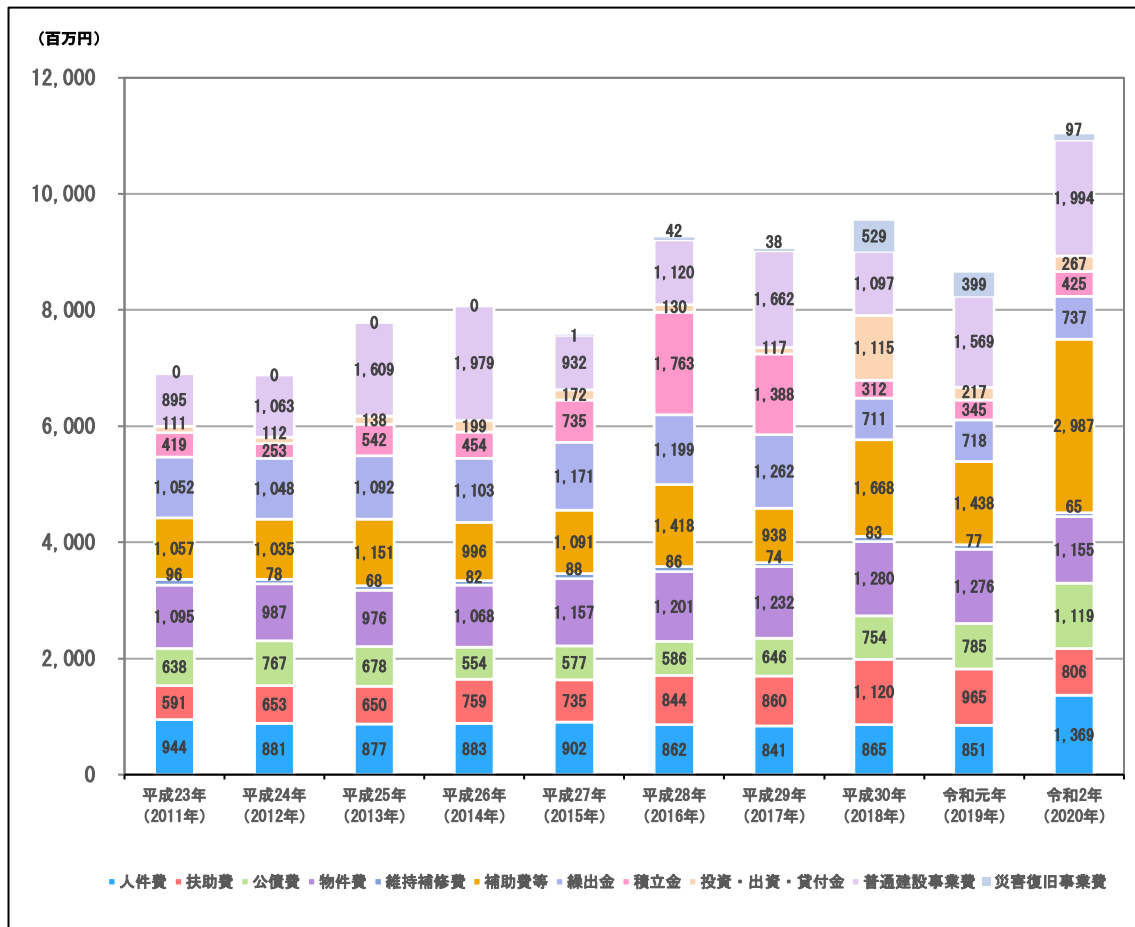
歳入増加の要因としては、新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付金や地方創生臨時交付金等による国庫支出金の増加や道の駅整備事業に対する負担金受入に伴う県支出金の増加が挙げられます。

町税についてはおよそ15億円で推移していますが、今後、高齢社会が進む中で、増収は期待できない状況にあります。

一方、地方交付税は全体のおよそ30%で推移しており、交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

(2) 歳出の状況

★図表 歳出決算額の推移（普通会計）



令和2年度における歳出総額は110.21億円となっており、前年度と比較して27.6%の増加となっています。

歳出増加の要因としては、特別定額給付金等の新型コロナウイルス感染症対策事業による補助費等の増加や道の駅整備事業に伴う普通建設事業費の増加が挙げられます。

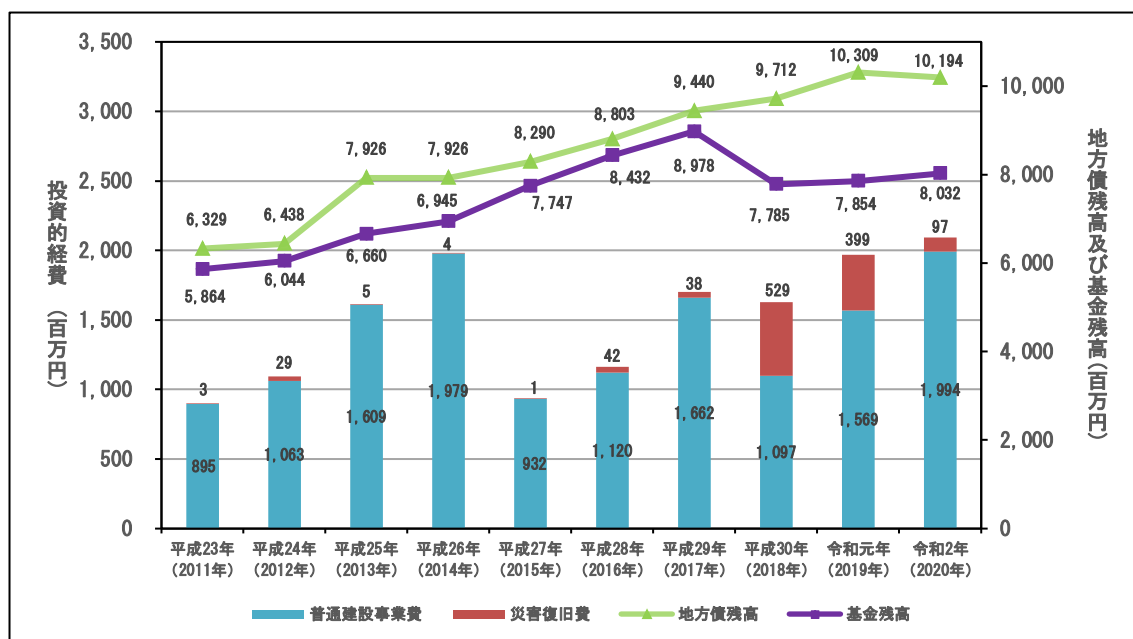
人件費は、令和元年度まで横ばいで推移していましたが、令和2年度において、会計年度任用職員制度の開始に伴う計上方法の変更により、前年度と比較して60.9%の増加となりました。

公債費は、平成22年度から発行している過疎対策事業債等により増加傾向にあります。令和2年度においては、繰上償還を行ったことから、前年度と比較して42.5%の増加となりました。

今後は、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係の扶助費の増加や老朽化した公共施設等の維持更新費用の増加が見込まれるため、財源の捻出が課題となります。

(3) 投資的経費と地方債残高及び基金残高

★図表 投資的経費と地方債残高及び基金残高の推移



投資的経費のうち普通建設事業費は、年度によって増減はありますが、道の駅整備事業や公営住宅整備事業等に伴い、令和2年度においては前年度と比較して大きく増加しました。

投資的経費のうち災害復旧費は、平成30年7月豪雨災害に伴い平成30年度及び令和元年度に大きく増加しました。令和2年度においては、豪雨災害の復旧事業が減少したことから、前年度と比較して大きく減少しています。

基金残高は、計画的な減債基金への積立て、歳計余剰金（歳入歳出差引残高）の財政調整基金への積立て等により長年増加傾向にありましたが、平成30年度に下水道事業の法適化に伴い下水道事業会計への繰出を行ったことにより一旦減少し、その後は再び増加しています。増加幅が縮小傾向にあるのは、地方債の償還額の増加に伴う減債基金の取崩し額の増加によるものです。

地方債残高は、平成22年度から発行を始めた過疎対策事業債の積極的な活用等により増加傾向にありますが、減債基金の積立てや計画的な繰上償還を行うことで、今後の財政負担の軽減を図っています。

3. 人口の推移，社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面では，今後高齢化が進行し生産年齢人口が減少していくことから自主財源となる町税の減収は避けられないと予想されます。平成22年度から発行している過疎対策事業債は償還時に7割の地方交付税措置があり，財政運営上大きな助けになっています。現在，歳入に占める地方交付税の割合は約3割であり，町税の約2倍の割合ですが，今後さらに増加していくことが予想されます。

歳出面では，社会保障経費である扶助費等の義務的経費の増大は高齢化社会の進行により避けられないものであり，限られた財源の中で公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源を確保するためには，行政機能の集約化や，太陽光発電・照明のLED化等で経費の節減に取り組むことにより削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど，長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

第4章 公共施設の現況及び将来の見通し

1. 公共建築物（ハコモノ施設）の現状

（1）公共建築物の保有状況

大分類	中分類	延床面積 (㎡)	主な施設
文化系施設	集会施設	4,562.26	各地区公民館, 集会所
	文化施設	4,942.04	文化センター
社会教育系施設	博物館等	1,383.11	美術館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	2,986.74	海洋センター, 小田球場
	レクリエーション施設・観光施設	3,434.53	町家交流館, 亀島キャンプ場, 矢掛屋本館・温浴別館
産業系施設	産業系施設	3,424.48	水車の里フルーツトピア
学校教育系施設	学校	28,780.50	小学校, 中学校
	その他教育施設	764.24	給食センター
子育て支援施設	保育園・こども園	3,424.14	保育園, 認定こども園
	幼児・児童施設	325.00	子育て支援センター
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	1,052.82	老人福祉センター
	保健施設	944.79	健康管理センター
	その他社会保健施設	969.77	矢掛寮
行政系施設	庁舎等	5,244.48	役場庁舎
	消防施設	1,179.68	消防器庫
	その他行政系施設	241.68	矢掛町クリーンハウス
公営住宅	公営住宅	15,011.86	町営住宅
公園	公園	2,963.44	総合運動公園, 吉備真備公園
供給処理施設	供給処理施設	12.00	公共残土置場管理棟
その他	その他	15,116.69	排水機場, 倉庫, ごみ収集場
介護老人保健施設	介護老人保健施設	3,243.90	介護老人保健施設たかつま荘
病院施設	病院施設	8,610.81	矢掛町国民健康保険病院
上水道施設	上水道施設	1,895.74	浄水場等
下水道施設	下水道施設	5,857.28	下水処理場, ポンプ場等
合計		116,371.98	

(2) 公共建築物の施設保有量の推移

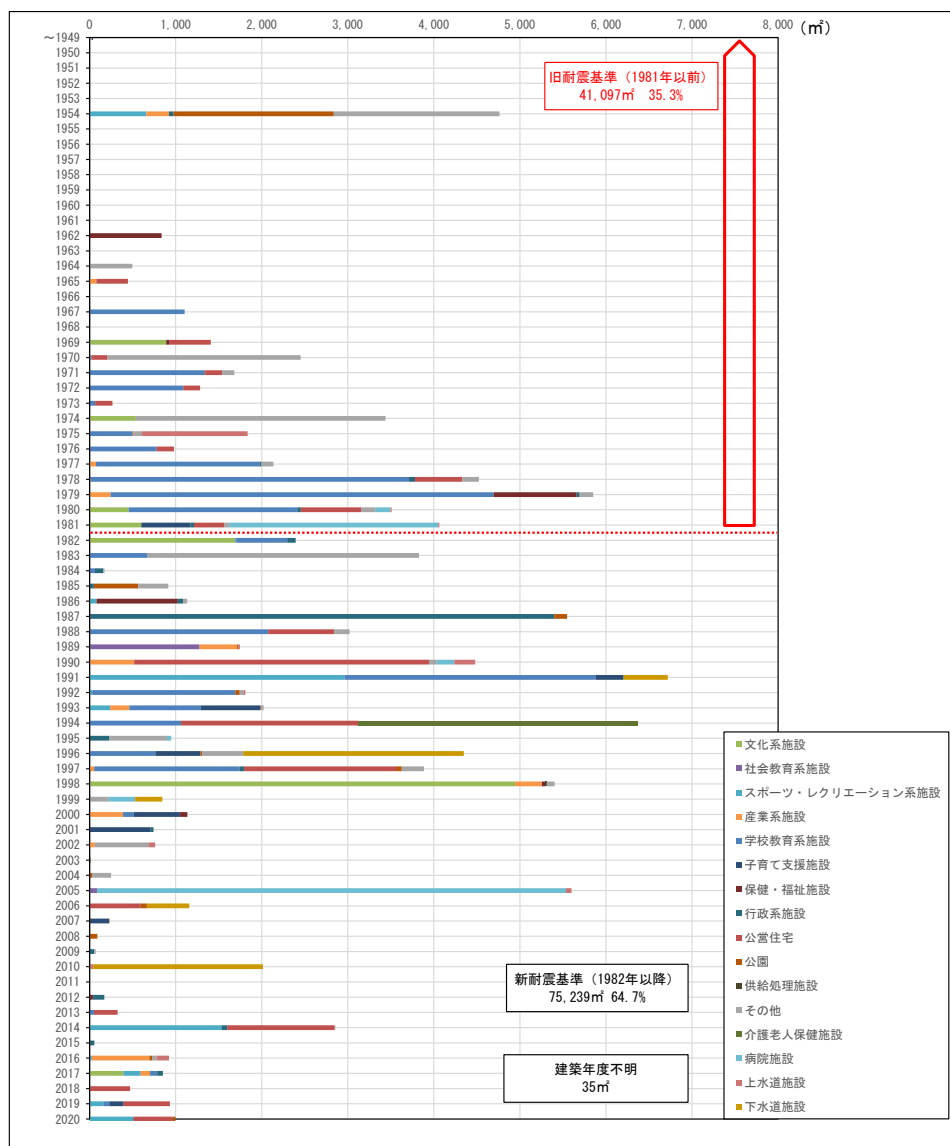
平成28年度の施設保有状況と令和2年度の施設保有状況を比較すると、以下のようになります。

大分類	中分類	延床面積 (㎡)		
		平成28年度 (2016年度)	令和2年度 (2020年度)	増減
文化系施設	集会施設	4,431.79	4,562.26	130.47
	文化施設	4,942.04	4,942.04	0.00
社会教育系施設	博物館等	1,383.11	1,383.11	0.00
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	2,986.74	2,986.74	0.00
	レクリエーション施設・観光施設	2,561.08	3,434.53	873.45
産業系施設	産業系施設	3,051.58	3,424.48	372.90
学校教育系施設	学校	28,714.00	28,780.50	66.50
	その他教育施設	764.24	764.24	0.00
子育て支援施設	保育園・こども園	3,258.14	3,424.14	166.00
	幼児・児童施設	325.00	325.00	0.00
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	1,052.82	1,052.82	0.00
	保健施設	944.79	944.79	0.00
	その他社会保健施設	969.77	969.77	0.00
行政系施設	庁舎等	5,244.48	5,244.48	0.00
	消防施設	1,113.68	1,179.68	66.00
	その他行政系施設	241.68	241.68	0.00
公営住宅	公営住宅	13,548.34	15,011.86	1463.52
公園	公園	2,932.64	2,963.44	30.80
供給処理施設	供給処理施設	12.00	12.00	0.00
その他	その他	14,957.97	15,116.69	158.72
介護老人保健施設	介護老人保健施設	3,243.90	3,243.90	0.00
病院施設	病院施設	8,610.81	8,610.81	0.00
上水道施設	上水道施設	1,895.74	1,895.74	0.00
下水道施設	下水道施設	5,857.28	5,857.28	0.00
合計		113,043.62	116,371.98	3,328.36

(3) 築年別整備状況

学校等の施設の多くは旧耐震基準で建築されていますが、耐震診断及び耐震改修は完了しています。建築後すでに30年以上経過している施設が多く、今後建替えや大規模改修などの更新の必要が見込まれます。

★図表 建築年次別延べ床面積の状況



(4) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化状況（延べ床面積ベース）は、全体の64.7%が新耐震基準による整備、残りの35.3%が昭和56年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、そのうちの約7割の施設が地震において想定建物被害に対する耐震性を有しています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

2. インフラ施設の状況

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。矢掛町の主なインフラ施設は町道延長が35.7km、橋りょうが280橋、トンネルが1箇所、上水道管路延長が27.2km、下水道管きょ延長が13.7km、農林道が124.5km（橋りょう含）、ダム2箇所、排水機場7箇所、ため池165箇所等となっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

3. 過去に行った対策の実績

本町では、これまでに以下のような公共施設マネジメント事業に関する取り組みを行っています。今後も、長寿命化計画等に基づき、公共施設等の費用対効果を意識した取り組みを実施します。

★図表 これまでに行った公共施設マネジメント事業一覧

項目	事例
統廃合	令和元年度（2019年度）末に、4幼稚園4保育園から1認定こども園3保育園に統廃合しました。 なお、矢掛幼稚園は矢掛保育園に統合して認定こども園の一部として利用し、美川幼稚園は放課後デイサービス事業者に賃貸借しています。川面幼稚園は放課後児童クラブと子育て支援センターへ用途変更していますが、山田幼稚園は用途未定となっています。
長寿命化	平成30年度（2018年度）に、やかげ文化センターについて長寿命化事業を行っています。
長寿命化	令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）まで、矢掛町総合運動公園について長寿命化事業を行っています。
長寿命化	令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）まで、農業水利施設について長寿命化事業を行っています。
長寿命化	平成30年度（2018年度）に、コーポ小田について長寿命化事業を行っています。 令和2年度（2020年度）に、コーポさくらについて長寿命化事業を行っています。
長寿命化	平成26年度（2013年度）から平成30年度（2018年度）まで、道路舗装について長寿命化事業を行っています。
長寿命化	平成24年度（2012年度）から毎年度、橋りょうについて長寿命化事業を行っています。
長寿命化	平成23年度（2011年度）から毎年度、下水道施設について長寿命化事業を行っています。
指定管理者制度	令和2年度末（2020年度末）時点で、以下6施設について、経費の節減等を図るとともに利用者の利便性向上のため、指定管理者制度を導入しています。 ・矢掛町水車の里フルーツトピア ・賑わいのまちやかげ宿創出施設 ・矢掛町総合運動公園 ・桃源郷はなしの里憩いの館 ・道の駅山陽道やかげ宿 ・矢掛ビジターセンター問屋

4. 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのか全体として把握する指標です。

資産の更新の必要性や安全性を直接意味する指標ではありませんが、今後の公共施設等の大規模改修や建替えを考えていくうえで重要な指標といえます。

★図表 有形固定資産減価償却率の算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

※土地等の非償却資産：土地や立木竹、建設仮勘定といった時間の経過や使用によりその価値が減少しないなどの理由から減価償却の対象とならない固定資産を指します。

本町の令和2年度の有形固定資産減価償却率は、61.7%です。平成28年度と比較して1.1%増加しています。（下水道施設については、平成30年度に地方公営企業会計へ移行したため、平成30年度の数値と比較しています。）

現在保有している公共施設の耐用年数を60年とすると、多くの施設が取得から30年以上経過したことになり、今後大規模な公共施設の更新時期を迎えることが見込まれます。施設の更新時期が集中しないように各施設の更新時期について検討する必要があります。

★図表 有形固定資産減価償却率の推移

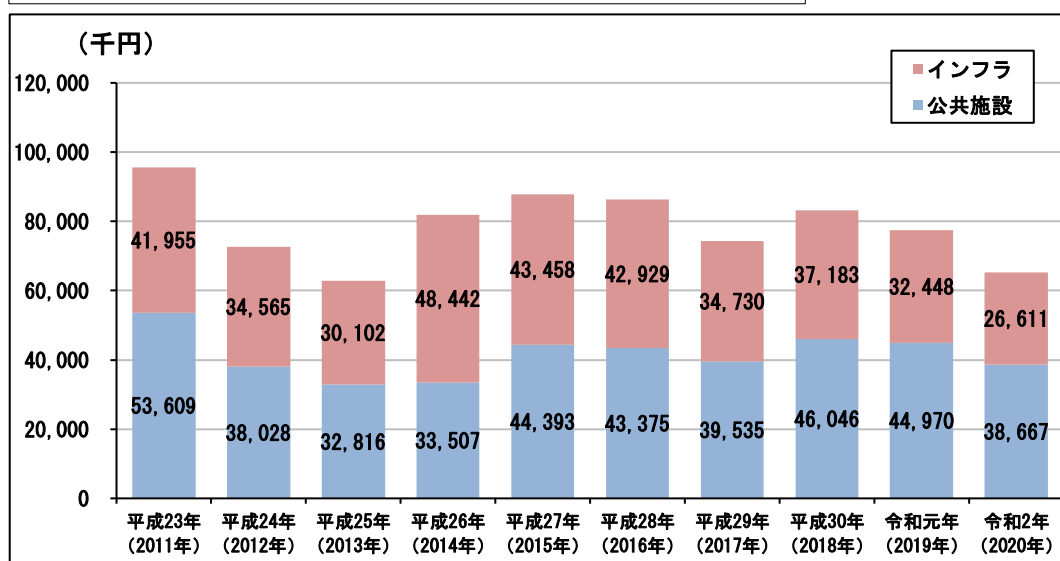
大分類	有形固定資産減価償却率		大分類	有形固定資産減価償却率	
	平成28年度 (2016年度)	令和2年度 (2020年度)		平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)
①文化系施設	49.7%	55.2%	⑩下水道施設	3.0%	9.0%
②社会教育系施設	78.6%	84.0%			
③スポーツ・レクリエーション系施設	57.0%	57.7%			
④産業系施設	73.3%	77.9%			
⑤学校教育系施設	78.0%	85.6%			
⑥子育て支援施設	57.6%	63.7%			
⑦保健・福祉施設	77.0%	83.5%			
⑧行政系施設	59.4%	66.9%			
⑨公営住宅	54.5%	55.6%			
⑩公園	25.8%	37.3%			
⑪供給処理施設	61.2%	74.8%			
⑫その他	80.2%	87.5%			
⑬介護老人保健施設	36.0%	43.2%			
⑭病院施設	37.5%	48.7%			
⑮上水道施設	28.5%	36.3%			

5. 公共施設等の維持管理経費の推移

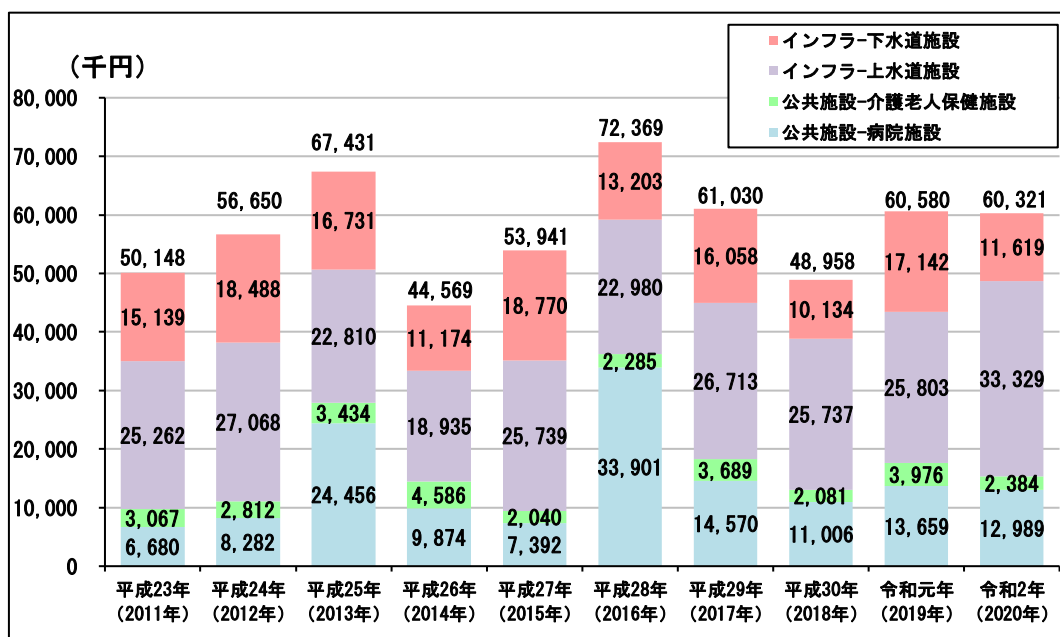
公共施設等の維持管理経費について、普通会計及び公営企業会計における過去10年間の推移は以下のようになります。普通会計では、1年あたりおよそ80,000千円要しており、公営企業会計では1年あたり60,000千円要しています。

公共施設等の老朽化が進んでいくと、維持管理経費が過大になり、財政負担が増加する恐れがあります。個別施設計画等に基づく長寿命化対策を実施し、計画的に施設の維持管理を行っていく必要があります。

★図表 普通会計における維持管理経費の推移



★図表 公営企業会計における維持管理経費の推移



6. 将来の更新費用の推計

将来の公共施設等の更新費用の推計は、2021年度（令和3年度）から2060年度（令和42年）までの40年間ににおける公共施設等の改修・更新等に係る経費について、「標準的な耐用年数経過時に単純更新した場合の費用」及び「個別施設計画等に定めた長寿命化対策等を実施した場合の費用」を試算し、その比較により「長寿命化対策等の取組み効果額」を算出し、効果を検証しました。

また、過去10年間の公共施設の整備・維持管理・更新等に係る実績額の年間平均額を、今後も公共施設の更新等費用に財政的に充当可能（以下、「更新等充当可能額」という。）な額と仮定し、各試算額と比較しています。

なお、更新費用の推計にあたっては、個別施設計画の積み上げを基本としていますが、現時点で施設の将来的な統廃合・更新等の方向性が決定していない施設については、現状の施設を維持・更新するものと仮定し、その経費は一般財団法人地域総合整備財団が作成した「公共施設更新費用試算ソフト」の算定条件をもとに行っています。そのため、試算結果は、将来想定される費用のおおよその額を示すものであることから、各種計画や統計資料等の数値とは異なる場合があります。

（1）普通会計における公共建築物

① 試算条件

【単純更新を行った場合の更新費用の推計】

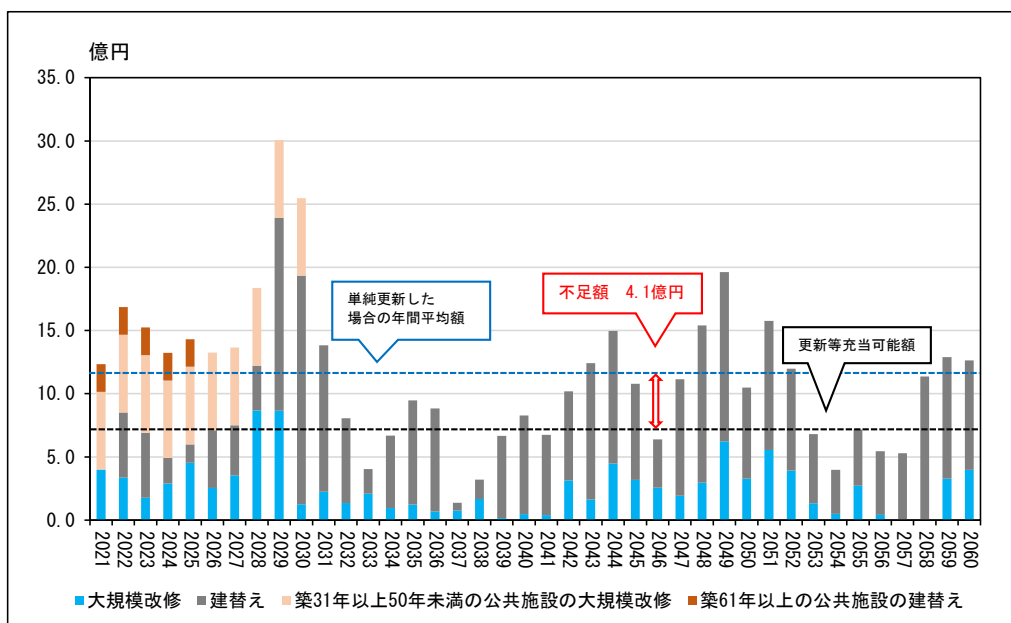
項目	内容																	
改修・更新期間	大規模改修：建築後30年（改修期間2年） 更新：建築後60年（建替え期間3年） 積み残し：建築時から31年以上49年以下経過した建築物は、今後10年間で均等に大規模改修を行い、50年以上60年以下経過した建築物は、61年を経た年度に更新を行うと仮定します。61年以上経過した建築物は、今後5年間で均等に更新すると仮定します。																	
試算単価	<table><tr><th>施設分類</th><th>大規模改修単価 (千円/㎡)</th><th>更新単価 (千円/㎡)</th></tr><tr><td>文化系施設，社会教育系施設，産業系施設，行政系施設</td><td>250</td><td>400</td></tr><tr><td>スポーツ・レクリエーション系施設，保健・福祉施設，供給処理施設，その他</td><td>200</td><td>360</td></tr><tr><td>学校教育系施設，子育て支援施設，公園</td><td>170</td><td>330</td></tr><tr><td>公営住宅</td><td>170</td><td>280</td></tr></table>	施設分類	大規模改修単価 (千円/㎡)	更新単価 (千円/㎡)	文化系施設，社会教育系施設，産業系施設，行政系施設	250	400	スポーツ・レクリエーション系施設，保健・福祉施設，供給処理施設，その他	200	360	学校教育系施設，子育て支援施設，公園	170	330	公営住宅	170	280		
施設分類	大規模改修単価 (千円/㎡)	更新単価 (千円/㎡)																
文化系施設，社会教育系施設，産業系施設，行政系施設	250	400																
スポーツ・レクリエーション系施設，保健・福祉施設，供給処理施設，その他	200	360																
学校教育系施設，子育て支援施設，公園	170	330																
公営住宅	170	280																
算出方法	「公共施設更新費用試算ソフト」及び矢掛町学校施設長寿命化計画（p.13）による。																	

【長寿命化対策等を実施した場合の更新費用の推計】

項目	内容																	
改修・更新期間	大規模改修：建築後30年（改修期間2年） 更新：建築後60年（建替え期間3年） 積み残し：建築時から31年以上49年以下経過した建築物は、今後10年間で均等に大規模改修を行い、50年以上60年以下経過した建築物は、61年を経た年度に更新を行うと仮定します。61年以上経過した建築物は、今後5年間で均等に更新すると仮定します。																	
試算単価	<table><tr><th>施設分類</th><th>大規模改修単価 (千円/㎡)</th><th>更新単価 (千円/㎡)</th></tr><tr><td>文化系施設，社会教育系施設，産業系施設，行政系施設</td><td>250</td><td>400</td></tr><tr><td>スポーツ・レクリエーション系施設，保健・福祉施設，供給処理施設，その他</td><td>200</td><td>360</td></tr><tr><td>学校教育系施設，子育て支援施設，公園</td><td>170</td><td>330</td></tr><tr><td>公営住宅</td><td>170</td><td>280</td></tr></table>	施設分類	大規模改修単価 (千円/㎡)	更新単価 (千円/㎡)	文化系施設，社会教育系施設，産業系施設，行政系施設	250	400	スポーツ・レクリエーション系施設，保健・福祉施設，供給処理施設，その他	200	360	学校教育系施設，子育て支援施設，公園	170	330	公営住宅	170	280		
施設分類	大規模改修単価 (千円/㎡)	更新単価 (千円/㎡)																
文化系施設，社会教育系施設，産業系施設，行政系施設	250	400																
スポーツ・レクリエーション系施設，保健・福祉施設，供給処理施設，その他	200	360																
学校教育系施設，子育て支援施設，公園	170	330																
公営住宅	170	280																
算出方法	「公共施設更新費用試算ソフト」、矢掛町学校施設長寿命化計画（p.29）、やかげ文化センター長寿命化計画（p.28）、矢掛町営住宅等長寿命化計画（p.50）、公園施設長寿命化計画調書（様式2）による。																	

② 耐用年数経過時に単純更新した場合の将来の更新費用の推計

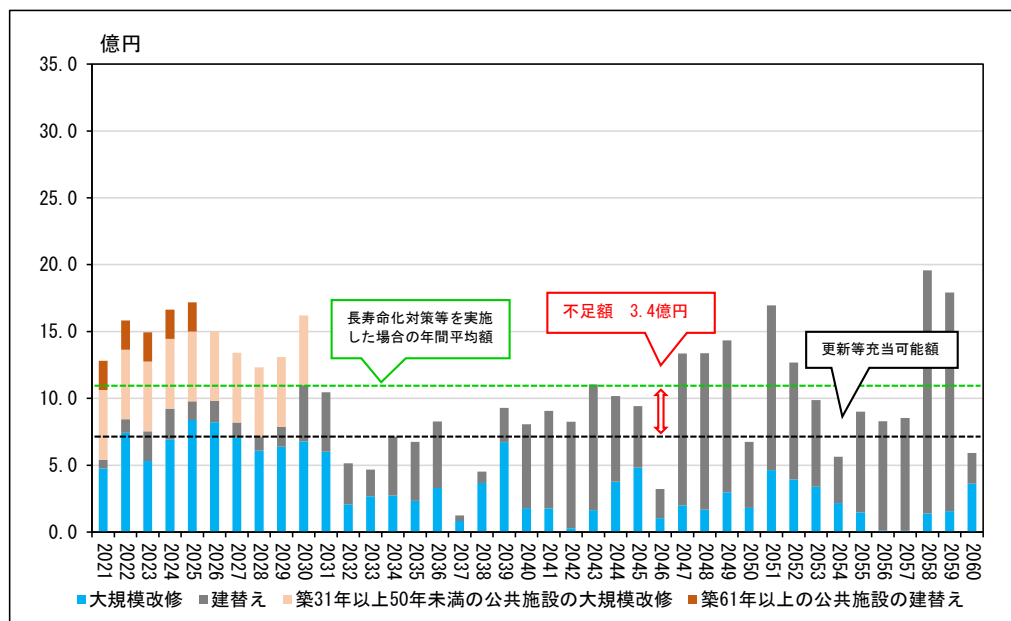
★図表 単純更新した場合の将来の更新費用の推計



令和3年度（2021年度） ～令和12年度（2030年度）	令和13年度（2031年度） ～令和22年度（2040年度）	令和23年度（2041年度） ～令和32年度（2050年度）	令和33年度（2051年度） ～令和42年度（2060年度）	合計 （今後40年間の 更新費用）	単年度平均
172.8億円	70.4億円	118.2億円	93.3億円	454.7億円	11.4億円

③ 長寿命化対策等を実施した場合の将来の更新費用の推計

★図表 長寿命化対策等を実施した場合の将来の更新費用の推計



令和3年度（2021年度） ～令和12年度（2030年度）	令和13年度（2031年度） ～令和22年度（2040年度）	令和23年度（2041年度） ～令和32年度（2050年度）	令和33年度（2051年度） ～令和42年度（2060年度）	合計 （今後40年間の 更新費用）	単年度平均
147.5億円	65.5億円	99.0億円	114.4億円	426.3億円	10.7億円

④ 普通会計の公共建築物における長寿命化対策等の効果

普通会計における公共建築物について、長寿命化対策等の効果額をまとめると、以下のようになります。

普通会計の公共建築物では、長寿命化対策等を行うことにより、40年間で28.4億円の削減効果が見込まれます。

また、単年度で比較した場合は、長寿命化対策等を行うことで、0.7億円の削減効果が見込まれます。

ただ一方で、更新等充当可能額（過去10年間の整備・維持管理・更新等経費の年間平均額）は7.3億円であり、長寿命化対策等を行った場合でも3.4億円の不足となる見込みとなっています。

この不足を補うためには、個別施設計画を策定する対象資産の範囲を広げる等により、公共建築物1施設ごとの施設の評価や今後の管理計画を定め、更新費用の削減に努めていく必要があります。

★図表 普通会計の公共建築物における長寿命化対策等の効果

単純更新した場合 (40年間)	長寿命化対策等を実施した場合 (40年間)	長寿命化対策等の効果額 (40年間)	
454.7億円	426.3億円	28.4億円	
単純更新した場合 (単年度平均)	長寿命化対策等を実施した場合 (単年度平均)	長寿命化対策等の効果額 (単年度平均)	更新等充当可能額
11.4億円	10.7億円	0.7億円	7.3億円

(2) 普通会計におけるインフラ施設

① 試算条件

【単純更新を行った場合の更新費用の推計】

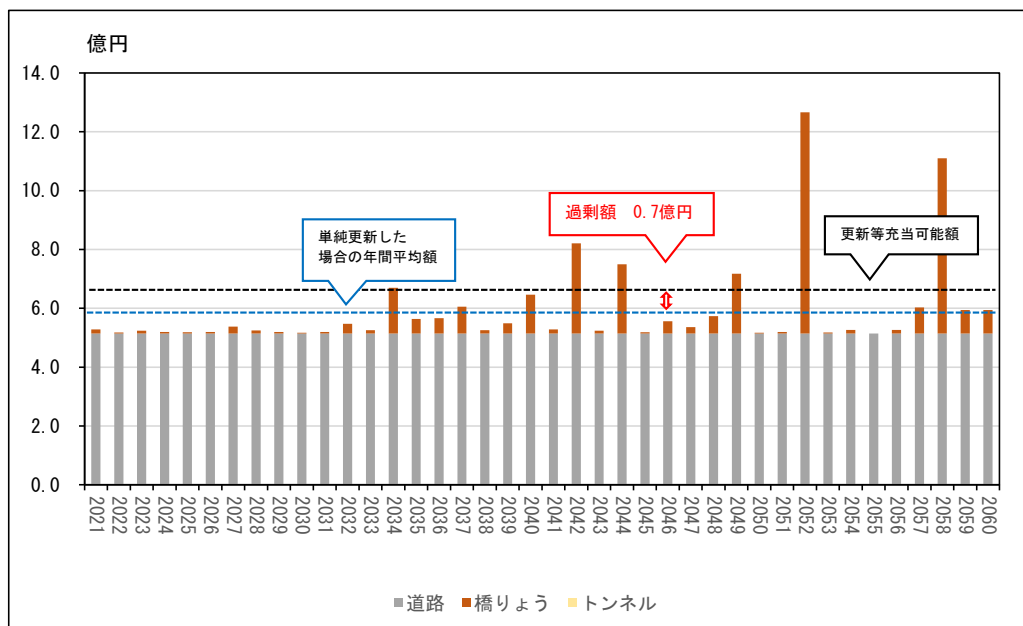
項目	内容
更新期間	道路：15年，橋りょう：60年，トンネル：75年
試算単価	道路：4,700 円/㎡
算出方法	「公共施設更新費用試算ソフト」，矢掛町橋梁の長寿命化計画 (p. 13)

【長寿命化対策等を実施した場合の更新費用の推計】

項目	内容
更新期間	道路：15年，橋りょう：60年，トンネル：75年
試算単価	道路：4,700 円/㎡
算出方法	「公共施設更新費用試算ソフト」，矢掛町橋梁の長寿命化計画 (p. 13)，矢掛町トンネル長寿命化修繕計画 (p. 3)

② 耐用年数経過時に単純更新した場合の将来の更新費用の推計

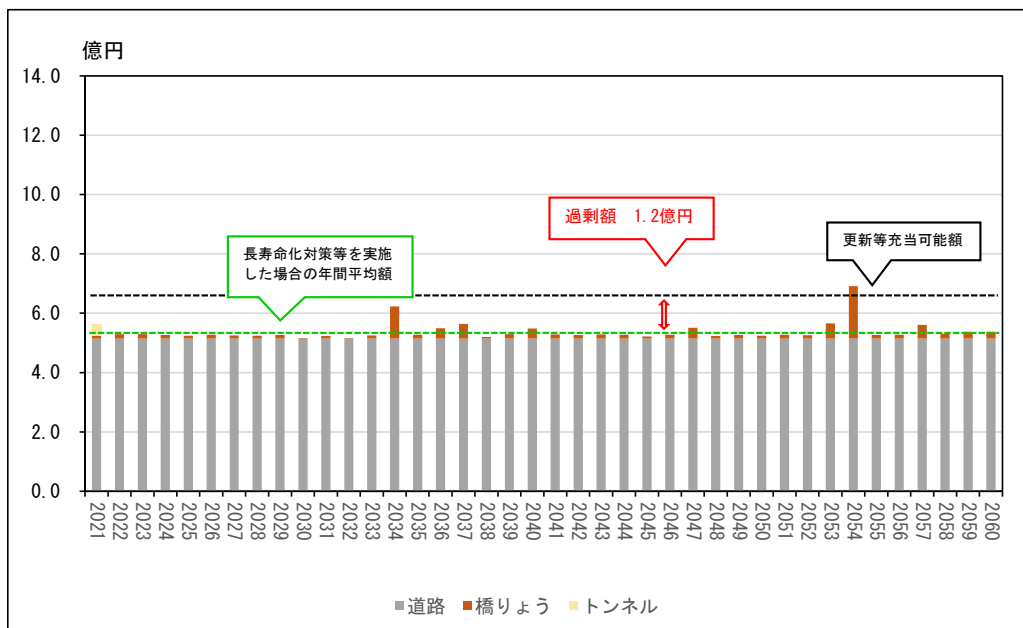
★図表 単純更新した場合の将来の更新費用の推計



令和3年度（2021年度） ～令和12年度（2030年度）	令和13年度（2031年度） ～令和22年度（2040年度）	令和23年度（2041年度） ～令和32年度（2050年度）	令和33年度（2051年度） ～令和42年度（2060年度）	合計 （今後40年間の 更新費用）	単年度平均
52.3億円	57.2億円	60.4億円	67.7億円	237.6億円	5.9億円

③ 長寿命化対策等を実施した場合の将来の更新費用の推計

★図表 長寿命化対策等を実施した場合の将来の更新費用の推計



令和3年度（2021年度） ～令和12年度（2030年度）	令和13年度（2031年度） ～令和22年度（2040年度）	令和23年度（2041年度） ～令和32年度（2050年度）	令和33年度（2051年度） ～令和42年度（2060年度）	合計 （今後40年間の 更新費用）	単年度平均
52.9億円	54.3億円	52.9億円	55.3億円	215.4億円	5.4億円

④ 普通会計のインフラ施設における長寿命化対策等の効果

普通会計におけるインフラ施設について、長寿命化対策等の効果額をまとめると、以下のようになります。

普通会計のインフラ施設では、長寿命化対策等を行うことにより、40年間で22.2億円の削減効果が見込まれます。

また、単年度で比較した場合は、長寿命化対策等を行うことで、0.6億円の削減効果が見込まれます。普通会計のインフラ施設における更新等充当可能額（過去10年の整備・維持管理・更新等の年間平均額）は6.6億円であり、単純更新した場合の単年度平均額5.9億円と比較しても0.7億円多くの経費をインフラ施設に投入している状況です。これは、平成22年度以降に過疎対策事業債を有効に活用して道路整備や橋りょうの長寿命化対策を積極的に行ってきたことが影響しており、現実的には過去10年間と同様にインフラ施設に経費を投入し続けることは困難です。

今後は策定した長寿命化計画を活用し、施設評価のデータベースを適宜更新することで、より実態に沿った施設管理計画を実行していく必要があります。

★図表 普通会計のインフラ施設における長寿命化対策等の効果

単純更新した場合 (40年間)	長寿命化対策等を実施した場合 (40年間)	長寿命化対策等の効果額 (40年間)	
237.6億円	215.4億円	22.2億円	
単純更新した場合 (単年度平均)	長寿命化対策等を実施した場合 (単年度平均)	長寿命化対策等の効果額 (単年度平均)	更新等充当可能額
5.9億円	5.4億円	0.6億円	6.6億円

(3) 公営企業会計における公共建築物

① 試算条件

【単純更新を行った場合の更新費用の推計】

【中核更新と付帯更新費用の推計】

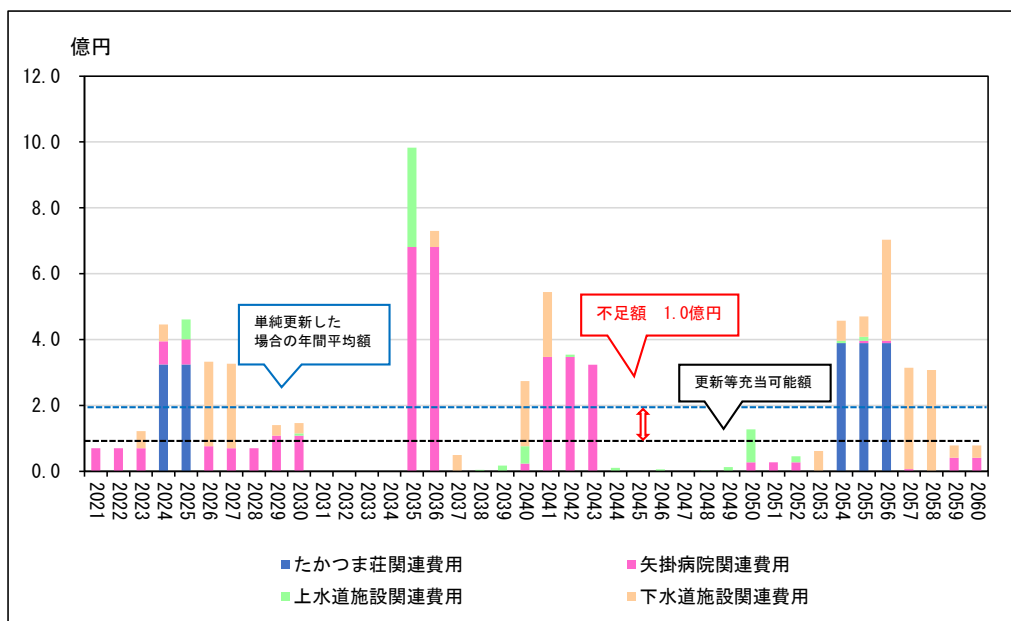
項目	内容		
改修・更新期間	大規模改修：建築後30年（改修期間2年） 更新：建築後60年（建替え期間3年） 積み残し：建築時から31年以上49年以下経過した建築物は、今後10年間で均等に大規模改修を行い、50年以上60年以下経過した建築物は、61年を経た年度に更新を行うと仮定します。61年以上経過した建築物は、今後5年間で均等に更新すると仮定します。		
試算単価			
	施設分類	大規模改修単価 (千円/㎡)	更新単価 (千円/㎡)
	医療施設	250	400
	保健・福祉施設，下水処理施設	200	360
	※上水道施設の推計は，水道事業ビジョン記載数値を反映しています。		
算出方法	「公共施設更新費用試算ソフト」，水道事業ビジョン（p. 59）		

【長寿命化対策等を実施した場合の更新費用の推計】

項目	内容		
改修・更新期間	大規模改修：建築後30年（改修期間2年） 更新：建築後60年（建替え期間3年） 積み残し：建築時から31年以上49年以下経過した建築物は、今後10年間で均等に大規模改修を行い、50年以上60年以下経過した建築物は、61年を経た年度に更新を行うと仮定します。61年以上経過した建築物は、今後5年間で均等に更新すると仮定します。		
試算単価			
	施設分類	大規模改修単価 (千円/㎡)	更新単価 (千円/㎡)
	医療施設	250	400
	保健・福祉施設，下水処理施設	200	360
	※上水道施設の推計は，水道事業ビジョン記載数値を反映しています。		
算出方法	「公共施設更新費用試算ソフト」，水道事業ビジョン（p. 63）		

② 耐用年数経過時に単純更新した場合の将来の更新費用の推計

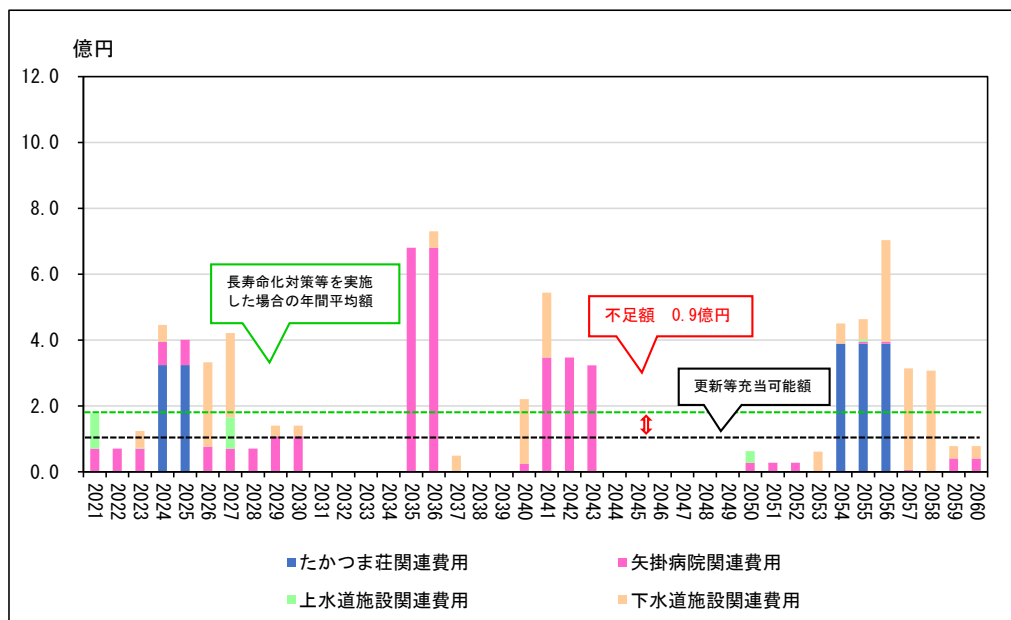
★図表 単純更新した場合の将来の更新費用の推計



令和3年度（2021年度） ～令和12年度（2030年度）	令和13年度（2031年度） ～令和22年度（2040年度）	令和23年度（2041年度） ～令和32年度（2050年度）	令和33年度（2051年度） ～令和42年度（2060年度）	合計 （今後40年間の 更新費用）	単年度平均
21.8億円	20.6億円	13.8億円	25.4億円	81.7億円	2.0億円

③ 長寿命化対策等を実施した場合の将来の更新費用の推計

★図表 長寿命化対策等を実施した場合の将来の更新費用の推計



令和3年度（2021年度） ～令和12年度（2030年度）	令和13年度（2031年度） ～令和22年度（2040年度）	令和23年度（2041年度） ～令和32年度（2050年度）	令和33年度（2051年度） ～令和42年度（2060年度）	合計 （今後40年間の 更新費用）	単年度平均
23.2億円	16.8億円	12.8億円	25.1億円	78.0億円	1.9億円

④ 公営企業会計の公共建築物における長寿命化対策等の効果

公営企業会計における公共建築物について、長寿命化対策等の効果額をまとめると、以下のようになります。

公営企業会計の公共建築物では、長寿命化対策等を行うことにより、40年間で3.7億円の削減効果が見込まれます。

また、単年度で比較した場合は、長寿命化対策等を行うことで、0.1億円の削減効果が見込まれます。効果額が小さいのは、個別施設計画を策定している上水道施設にかかる更新等経費にしか効果額の反映が行われなかったためです。更新等充当可能額（過去10年間の整備・維持管理・更新等経費の年間平均額）は、1.0億円であり、長寿命化対策等を行った場合でも0.9億円の不足となる見込みとなっています。

この不足を補うためには、個別施設計画を策定する対象資産の範囲を広げる等により、公共建築物1施設ごとの施設の評価や今後の管理計画を定め、更新費用の削減に努めていく必要があります。

★図表 公営企業会計の公共建築物における長寿命化対策等の効果

単純更新した場合 (40年間)	長寿命化対策等を実施した場合 (40年間)	長寿命化対策等の効果額 (40年間)	
81.7億円	78.0億円	3.7億円	
単純更新した場合 (単年度平均)	長寿命化対策等を実施した場合 (単年度平均)	長寿命化対策等の効果額 (単年度平均)	更新等充当可能額
2.0億円	1.9億円	0.1億円	1.0億円

(4) 公営企業会計におけるインフラ施設

① 試算条件

【単純更新を行った場合の更新費用の推計】

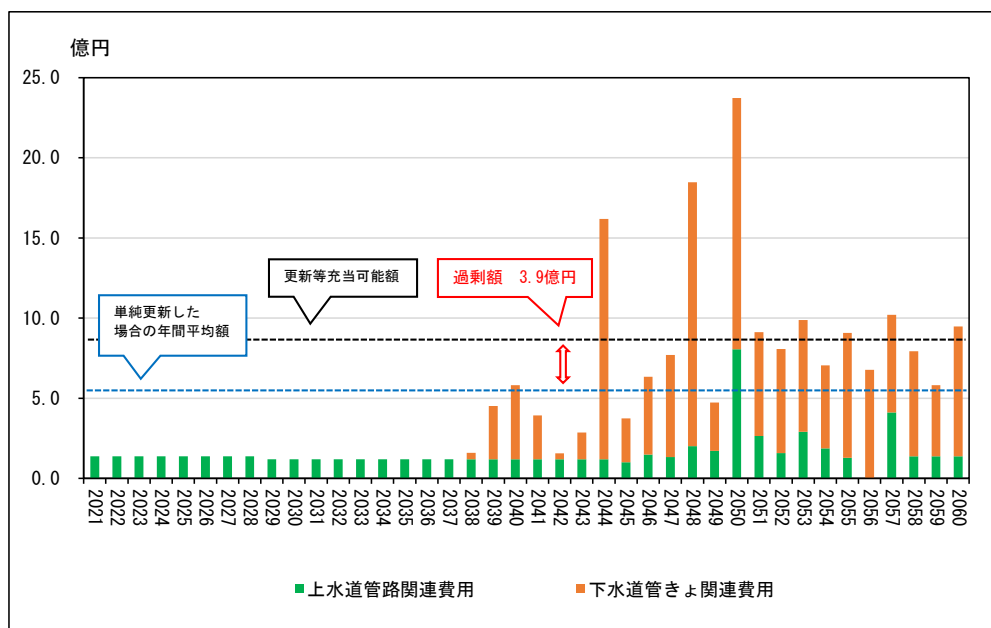
項目	内容
改修・更新期間	水道事業ビジョン (p.59) , 公共下水道事業ストックマネジメント実施方針 (7.まとめ(管路施設編))
試算単価	
算出方法	

【長寿命化対策等を実施した場合の更新費用の推計】

項目	内容
改修・更新期間	水道事業ビジョン (p.63) , 公共下水道事業ストックマネジメント実施方針 (7.まとめ(管路施設編))
試算単価	
算出方法	

② 耐用年数経過時に単純更新した場合の将来の更新費用の推計

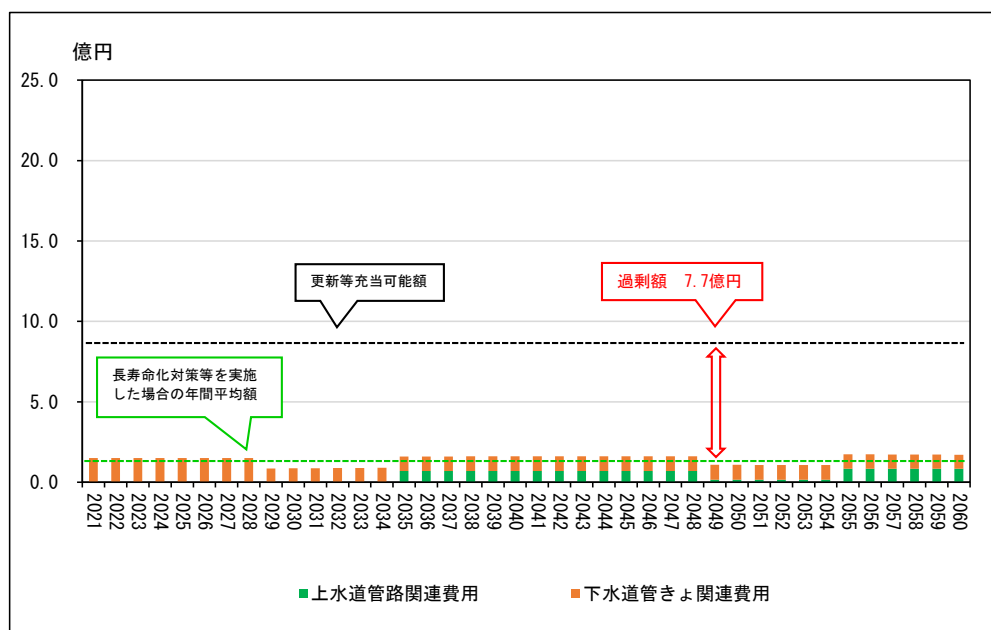
★図表 単純更新した場合の将来の更新費用の推計



令和3年度（2021年度） ～令和12年度（2030年度）	令和13年度（2031年度） ～令和22年度（2040年度）	令和23年度（2041年度） ～令和32年度（2050年度）	令和33年度（2051年度） ～令和42年度（2060年度）	合計 （今後40年間の 更新費用）	単年度平均
13.3億円	20.3億円	89.2億円	83.4億円	206.3億円	5.2億円

③ 長寿命化対策等を実施した場合の将来の更新費用の推計

★図表 長寿命化対策等を実施した場合の将来の更新費用の推計



令和3年度（2021年度） ～令和12年度（2030年度）	令和13年度（2031年度） ～令和22年度（2040年度）	令和23年度（2041年度） ～令和32年度（2050年度）	令和33年度（2051年度） ～令和42年度（2060年度）	合計 （今後40年間の 更新費用）	単年度平均
13.7億円	13.2億円	15.1億円	14.6億円	56.6億円	1.4億円

④ 公営企業会計のインフラ施設における長寿命化対策等の効果

公営企業会計におけるインフラ施設について、長寿命化対策等の効果額をまとめると、以下ようになります。

公営企業会計のインフラ施設では、長寿命化対策等を行うことにより、40年間で149.6億円の削減効果が見込まれます。

また、単年度で比較した場合は、長寿命化対策等を行うことで、3.7億円の削減効果が見込まれます。更新等充当可能額（過去10年間の整備・維持管理・更新等経費の年間平均額）は、9.1億円であり、単純更新した場合の単年度平均額5.2億円と比較しても3.9億円多くの経費をインフラ施設に投入している状況です。

これは、更新等充当可能額の算定期間（平成23年度～令和2年度）の間に下水道事業が平成29年度の下水道事業の概成に向け積極的な管きょ整備を行っていたことが影響しており、現実的には過去10年間と同様にインフラ施設に経費を投入し続けることは困難です。

今後は策定した長寿命化計画を活用し、施設評価のデータベースを適宜更新することで、より実態に沿った施設管理計画を実行していく必要があります。

★図表 公営企業会計のインフラ施設における長寿命化対策等の効果

単純更新した場合 (40年間)	長寿命化対策等を実施した場合 (40年間)	長寿命化対策等の効果額 (40年間)	
206.3億円	56.6億円	149.6億円	
単純更新した場合 (単年度平均)	長寿命化対策等を実施した場合 (単年度平均)	長寿命化対策等の効果額 (単年度平均)	更新等充当可能額
5.2億円	1.4億円	3.7億円	9.1億円

(5) 人口減少による将来負担コスト増

普通会計における公共建築物に対する町民一人当たりの更新等充当可能額は、年平均54,933円です。今後の一人当たりの負担額について、25年後の令和27年には長寿命化対策等を実施した場合でも、一人当たり115,691円となり、実質的に現行の2.11倍の負担となる計算になります。

また、普通会計のインフラ施設については、現行の町民一人当たり負担額が年平均49,293円であるのに対し、令和27年には一人当たり負担額が58,439円となり、実質的に現行の1.19倍の負担となり、普通会計の公共建築物及びインフラ施設を合わせると、現行の1.67倍の負担となる計算になります。

公営企業会計における公共建築物に対する町民一人当たりの更新等充当可能額は、年平均7,563円です。今後の一人当たりの負担額について、25年後の令和27年には長寿命化対策等を実施した場合でも、一人当たり21,155円となり、実質的に現行の2.80倍の負担となる計算になります。

また、公営企業会計のインフラ施設については、現行の町民一人当たりの負担額が年平均68,050円であるのに対し、令和27年には一人当たり負担額が15,370円となり、実質的に現行の0.23倍の負担となり、公営企業会計の公共建築物及びインフラ施設を合わせると、現行の0.48倍の負担となる計算になります。一見すると将来負担の方が小さくなっていますが、前述のとおり、これは現行の負担額が下水道事業の積極的な管きょ整備の影響を大きく受けていることに留意が必要です。

これらの試算結果から、すべての施設の大規模改修や建替えの実施は困難であることが想定されますが、現在の保有面積を今後も維持するとした場合は、技術的な部分で工夫し、更新費用をさらに節減していくことが求められます。また、各種施設に係る長寿命化計画に基づき、更新費用にかかる財源を最大限確保しながら施設の長寿命化に取り組んでいく必要があります。

★図表 人口減少を考慮した将来負担

		実績		推計			
人口		令和2年(2020年) 13,356人		令和27年(2045年) 9,213人			
種別		単年平均		単年平均 (単純更新した場合)		単年平均 (長寿命化対策等を実施した場合)	
		更新等充当可能額	一人当たり	今後40年	一人当たり	今後40年	一人当たり
普通会計	公共建築物	7.3億円	54,933円	11.4億円	123,394円	10.7億円	115,691円
	インフラ施設	6.6億円	49,293円	5.9億円	64,467円	5.4億円	58,439円
公営企業会計	公共建築物	1.0億円	7,563円	2.0億円	22,161円	1.9億円	21,155円
	インフラ施設	9.1億円	68,050円	5.2億円	55,974円	1.4億円	15,370円

(6) 普通会計における将来費用の財源内訳

普通会計の公共建築物及びインフラ施設における長寿命化対策等を実施した場合の将来費用の推計について、現時点で想定される財源内訳を下記のとおり試算しました。事業に適合する国庫補助金を積極的に活用しつつ、特定年度の突出した支出を避け、平準化を図るために地方債を活用することを前提としています。

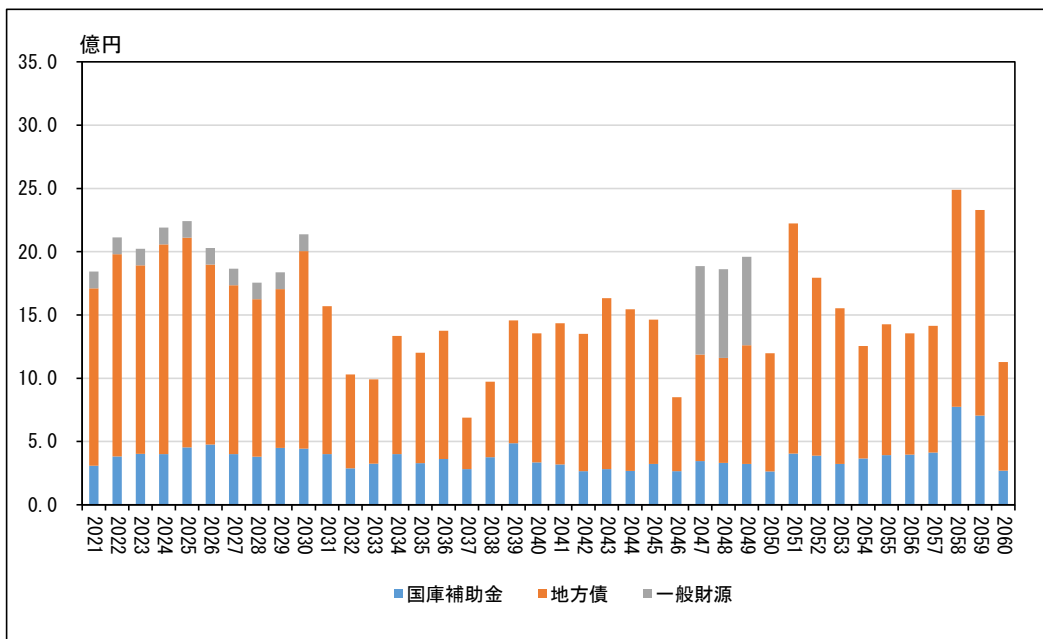
施設分類ごとの更新等の財源割合に係る算定条件は、以下のとおりです。

★図表 施設分類ごとの財源割合に係る算定条件

財源区分	公共建築物			インフラ施設
	庁舎	学校施設	その他公共施設	
国庫補助金	-	33.33%	-	50.00%
地方債	-	66.67%	100.00%	50.00%
一般財源	100.00%	-	-	-

上記算定条件をもとに、普通会計の公共建築物及びインフラ施設における長寿命化対策等を実施した場合の将来費用の推計について、財源割合の算定結果は以下のとおりです。

★図表 長寿命化対策等を実施した場合の将来費用における財源内訳



財源区分	40年総額 (億円)	年平均 (億円)	割合
国庫補助金	151.0億円	3.8億円	23.5%
地方債	456.6億円	11.4億円	71.2%
一般財源	34.1億円	0.9億円	5.3%
合計	641.7億円	16.0億円	100.0%

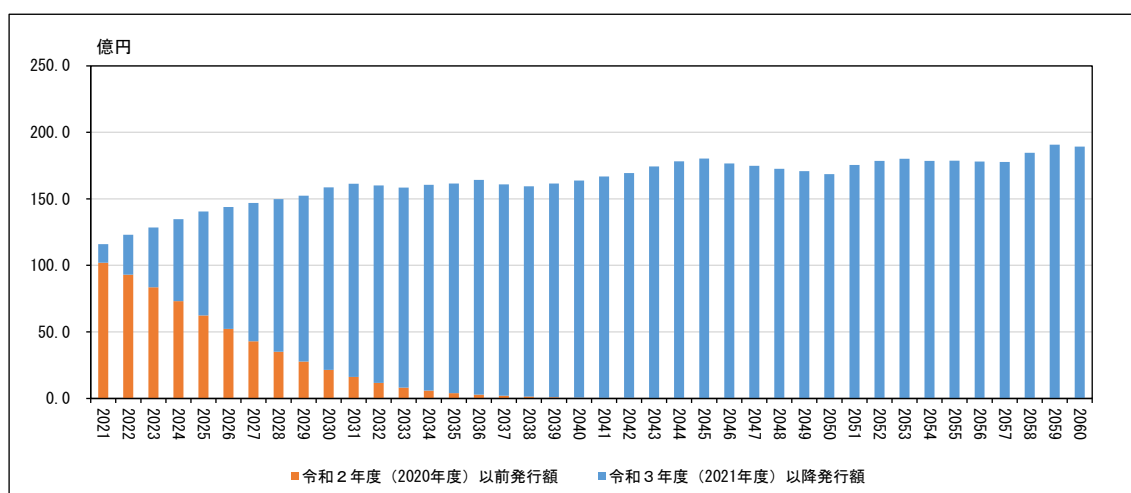
算出した財源のうち、一番多い割合を示しているのは地方債であり、全体の70.9%を占めています。

今後は、地方債残高の増大により財政的な負担が大きくなる恐れがあるため、将来の更新費用の削減に向けて、個別施設計画や長寿命化計画を有効に活用するだけでなく、地方債以外の財源確保や、コスト削減のための技術等の研究も積極的に行っていく必要があります。

(7) 投資的事業に係る地方債借入残高の推移見込み

下記のグラフは(6)で示した財源内訳に基づき、事業を実施していった場合の投資的事業に係る地方債借入残高の推移見込みです。直近では、学校教育施設の更新等により2031年度(令和13年度)に最初のピークを迎えます。その後は、増加と減少を繰り返しながら推移し、学校教育施設及び公営住宅の更新等により2036年度(令和18年度)や2045年度(令和27年度)等にピークを迎える見込みとなっています。

★図表 普通会計の投資的事業に係る地方債借入残高の推移見込み



(注) 令和2年度(2020年度)以前発行額には、臨時財政対策債や減収補てん債等の公共施設の更新等事業の財源ではない地方債残高が含まれています。

令和3年度(2021年度)以降発行額は、公共施設の更新等事業の財源となる地方債のみを計上しています。

第5章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、また、上位計画である「矢掛町振興計画」などと連動しながら15年間（平成29年度から令和13年度）を対象期間とし、矢掛町を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。

2. 全庁的な取組み体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画の実施にあたっては、「第6次振興計画」を前提とするとともに、公共施設等のマネジメントを効果的・効率的に推進することを目的に、全庁的な取組み体制を構築します。

企画財政課が中心となり施設の所管課と連携を図り、公共施設等の現状や課題、基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画等のデータを集約・管理等することにより、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有する仕組みを構築します。

3. 現状や課題に関する基本認識

（数量の適正性）

人口の減少や、少子高齢化の進展、時勢状況や予算規模から、現在保有している公共施設の改修や建替え、インフラ資産の更新を全て行うことは非常に困難であると想定されることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

（コストの適正性）

生産年齢人口の減少と高齢化により、町税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることができる額も、年々減少していくことが予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要等その必要性を検討したうえで、施設の複合化や集約化の視点を持ちながら持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

4. 公共施設の管理に関する基本的な考え方

（1）点検・診断等の実施方針

点検・診断については、日常点検と定期・臨時点検を実施し、その点検履歴を情報として蓄積し次回以降の点検・診断や施設の維持管理・修繕などを含めた老朽化対策に活用します。

（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理については、これまでもエコエネルギーの導入や、職員への節電意識の啓発等により削減を図ってきましたが、今後も新しい技術の導入によりランニングコストの削減が図れるものは積極的に活用していきます。

修繕については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化を図り、トータルコストの削減をしていきます。

施設の更新については、長期使用の可能性を検討するとともに、矢掛町振興計画との整合性を図り、既存施設との集約化の検討やその他効率化の観点から、検討を行います。また、木造の施設等については県産材の使用等を検討します。

（３）安全確保の実施方針

町民の安全を担保し、万一の事故や災害に遭遇した際に損害を最小限に抑え、瞬時に復旧へと向かうといった対応を行います。

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、施設の利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに施設評価の内容に沿った安全確保の対策を実施することとします。また、危険性が高いと認められた公共施設等のうち、施設の利用、効用等の低い施設については、維持管理費用等も踏まえ総合的に判断し、供用廃止も選択肢のひとつとして対応を行います。

老朽化等により供用廃止され、かつ今後も施設の利用、効用等の低い公共施設等については、町民の安全確保のため、起債を活用した取り壊しも検討します。

（４）耐震化の実施方針

耐震化未実施施設については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、施設の利用、効用等の高い施設については、重点的に対応することとし、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定した、計画的かつ重点的な耐震化を推進します。

（５）長寿命化の実施方針

公共施設については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕等を計画的に行い、公共施設等を健康な状態に保ちます。さらに、定期的な施設診断により小規模改修工事を行い、不具合箇所を是正するなど、予防保全の視点により公共施設等の長期使用を図ります。

また、個別の長寿命化計画を策定している施設等については、その計画に基づいて維持管理、修繕、更新等を実施することとし、個別の長寿命化計画を策定していない施設等においても、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修や更新の際には、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが安全・安心に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザイン化に向けた改修等を検討し、実施します。なお、現況の施設の構造上の制約等により、根本的な改良が困難な施設においては、運営の工夫等によって利用者への配慮に努めるとともに、施設の更新の際には、根本的な改良を図ります。

(7) 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合は、既存施設を有効活用する集約化を検討するなど地域の実情に併せて効率的な施設配置となるよう検討していきます。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

矢掛町振興計画の担当課であり、また予算を管理する企画財政課においての情報共有はもちろん、行政財産やインフラ資産をもつ各課と情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。公共施設等の老朽化対策は、今後将来にわたって長期的に実施していく事業であることから、全体の進行管理を担う企画財政課においては、知識や技術の継承が重要であり、持続可能な組織体制を整える必要があります。

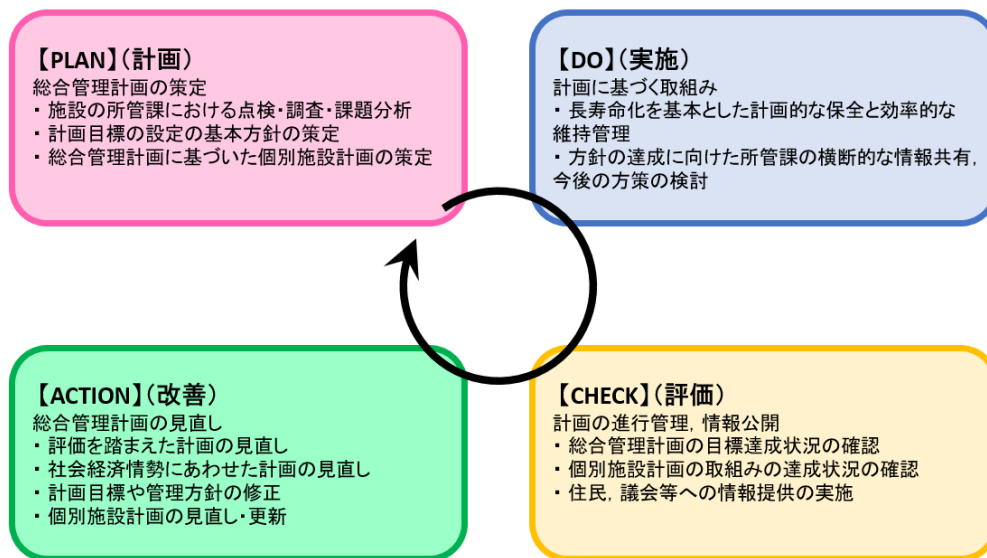
また、必要に応じて職員研修を行うなどして、公共施設等マネジメントのあり方、経営的な視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

5. フォローアップの実施方針

本計画は、PDCAサイクルを活用するなどし、個別の長期修繕計画の策定・更新、資産の増減等を反映させ、随時フォローアップを行います。

なお、本計画は長期的な取組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化等、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜大きな見直しを行うとともにホームページへの掲載により町民への公表を行います。

★図表 PDCAサイクル



6. 数値目標

今後、将来にわたって公共施設等の健全で持続可能な運営を目指していくための目標を設定するにあたっては、町の財政との均衡について考慮する必要があります。

第4章で示した公共施設等の将来費用の推計において、これまでに策定した個別施設計画による対策の効果額は、普通会計全体で40年間総額50.6億円、年間平均1.3億円であり、対策を講じない場合と比較して7.0%の費用を削減できる見込みです。また、企業会計全体では、40年間総額153.3億円、年間平均3.8億円であり、対策を講じない場合と比較して53.2%の費用を削減できる見込みです。

このため、今後は個別施設計画に基づいた改修や更新等の対策を計画的に実施していくことが、まずは目指すべき前提目標となります。

しかしながら、対策を講じた場合でも、現在要している経費と比較すると、普通会計全体で40年間総額84.9億円、年間平均2.1億円不足する見込みであり、この不足分の補てん方法を検討する必要があります。

この不足分を、公共施設の延床面積の削減によって賄う目標を設定する自治体も多くみられますが、本町は平成の大合併をしておらず、現状の施設保有量が過剰な状況にないため、積極的な面積削減を主とした費用不足の解決方針はそぐわないと考えられます。

また、将来費用の不足分を公共施設等のコスト削減のみによって賄う考え方自体にも限界があります。公共施設等の効率的な維持管理・改修・更新による、さらなる費用削減を図ると同時に、公共施設等の将来費用の確保を町の財政全体の課題ととらえ、施設に紐づかない事業や施策についても積極的な見直しを行い、投資的経費へ配分する財源を見出していく検討も必要です。

なお、公営企業会計は原則として独立採算制とされており、施設の維持管理・更新等にかかる経費も含め、経営に要する経費は経営に伴う収入（料金等）で賄うことが求められます。人口減少に伴う料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、普通会計以上に計画的な施設等管理が必要です。

7. 地方公会計（固定資産台帳）の活用

統一的な基準による財務書類を作成する上で、必要な固定資産台帳は、公共施設等総合管理計画の実施への基礎情報となることから、年度ごとに更新を行います。

また、固定資産台帳及び財務書類から得られる情報を、公共施設等の維持管理・更新に係る中長期的な経費の算出や、事業別・施設別のセグメント分析を行うなど、積極的に活用し、施設の今後のあり方について検討を行います。

8. 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

維持管理費の縮減を図るため、売却のほか、未利用財産の貸付による収入を得るなど、効率的利用の促進について取り組みます。

9. 地方団体における各種計画との連携についての考え方

矢掛町の最上位計画である「第6次矢掛町振興計画」をはじめ、主要な計画（「第2期矢掛町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画」など）との相互連携を図り、町のまちづくりにおける公共施設の役割について将来を見据え推進していきます。

第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 主な施設類型ごとの方向性

本章では、第5章で示した公共施設等全体の基本的な方針を踏まえた上で、各施設の類型ごとの今後の方向性を示します。

大分類	延床面積 (㎡)	主な施設
文化系施設	9,504.30	各地区公民館，集会所，文化センター
社会教育系施設	1,383.11	美術館
スポーツ・レクリエーション系施設	6,421.27	海洋センター，町家交流館，矢掛屋
産業系施設	3,424.48	水車の里フルーツトピア
学校教育系施設	29,544.74	小学校，中学校，給食センター
子育て支援施設	3,749.14	保育園，子育て支援センター
保健・福祉施設	2,967.38	老人福祉センター，健康管理センター
行政系施設	6,665.84	庁舎，消防器庫，矢掛町クリーンハウス
公営住宅	15,011.86	町営住宅
公園	2,963.44	総合運動公園，吉備真備公園
供給処理施設	12.00	公共残土置場管理棟
その他	15,116.69	排水機場，倉庫，ごみ収集場
介護老人保健施設	3,243.90	介護老人保健施設たかつま荘
病院施設	8,610.81	矢掛町国民健康保険病院
上水道施設	1,895.74	浄水場等
下水道施設	5,857.28	下水処理場，ポンプ場等
合 計	116,371.98	

(1) 公共建築物

① 文化系施設

● 文化系施設			
区分	集会施設，文化施設	延床面積	9,504.30 ㎡
主な対象施設	各地区公民館，集会所，農村環境改善センター，ふれあい会館，やかげ文化センター		
■管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 公民館は，地域の交流の振興や生涯学習の場として，今後も継続して利用され则认为られるため，公民館整備基準に基づき，継続的に点検・修繕を行います。公民館における耐震化については，新耐震基準での建築，耐震補強工事の実施などで，耐震基準をクリアしています。 また，やかげ文化センターは，やかげ文化センター長寿命化計画と連携した上で，法定点検や施設管理担当者による定期点検を行い，点検結果に基づき長寿命化・延命化に繋がる修繕を行います。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 劣化が進んでから補修を行う（事後保全）のではなく，予防保全型維持管理の視点でトータルコストの削減を図ります。ただし，財政負担も鑑み，総じて予防保全に方向性を変えるということではなく，施設や機械設備等の状態を監視して，故障や不具合の兆候が出た場合に交換や修理を行うといった予知保全の対応を行います。 また，公民館については「地域住民の集い」の拠点施設という観点から，今後も施設の充実を図り，立地性，施設の安全性，利便性を考慮し，継続的な整備及び老朽化した公民館の建替え整備を検討します。 施設の建替え検討にあたっては，今後発生することが予測される総コストと更新費用を比較し，修繕等で対応できないかどうか，遊休施設の活用の可否も併せて検討します。 【安全確保の実施方針】 点検・診断等により，危険性が高いと認められた場合，速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし，危険の除去により安全の確保を行います。			

【長寿命化の実施方針】

診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕等を計画的に行い、施設を健全に保ちます。
また、維持管理マニュアルを整備し、施設管理担当者に対する研修会を継続的に開催していきます。

さらに、定期的な施設診断により小規模改修工事等を行い、不具合箇所を是正するなど、予防保全の視点により施設の長期使用を図ります。

長寿命化の大規模改修工事を実施する場合は、事前の調査に基づき評価したうえで、目標となる耐用年数に応じて、必要となる修繕・更新を実施します。

【統合等推進方針】

住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率の低い施設については、今後の維持管理費、改修費等を勘案し、最も効果的な対応を行うよう検討を進めます。

② 社会教育系施設

● 社会教育系施設			
区分	博物館等	延床面積	1,383.11 m ²
主な対象施設	やかげ郷土美術館		
■管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積をすることで、施設の長寿命化、コスト削減に活かしていきます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 劣化が進んでから補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点でトータルコストの削減を図ります。 【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、危険性が高いと認められた場合、速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を行います。 【長寿命化の実施方針】 診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕等を計画的に行い、公共施設等を健康な状態に保ちます。 さらに、定期的な施設診断により小規模改修工事を行い、不具合箇所を是正するなど、予防保全の視点により施設の長期使用を図ります。また、必要に応じて長寿命化等の大規模改修を実施します。 【統合等推進方針】 施設の目的や用途に応じた管理手法を検討し、実施していきます。			

③ スポーツ・レクリエーション系施設

● スポーツ・レクリエーション系施設			
区分	スポーツ施設, レクリエーション・観光施設	延床面積	6,421.27 m ²
主な対象施設	矢掛町B＆G海洋センター, 小田球場, やかげ町家交流館, 矢掛屋本館・温浴別館, 本陣会館, 道の駅, はなしの里憩いの館		
■管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため, 継続的に点検・修繕を行い, 記録・蓄積することで, 施設の長寿命化, コストの削減に活かしていきます。 指定管理制度を活用している施設については, 適切な管理を指導します。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも, 施設の適切な維持管理を行い, 必要な修繕を実施していきます。 【安全確保の実施方針】 点検・診断等により, 危険性があると判断された箇所については, 緊急的な修繕などを行い, 利用者が安心して利用できるように, 安全の確保を図ります。 指定管理制度を活用している施設については, 適切な管理を指導します。 【長寿命化の実施方針】 診断と改善に重点を置き, 点検・保守・修繕等を計画的に行い, 公共施設等を健康な状態に保ちます。 さらに, 定期的な施設診断により小規模改修工事等を行い, 不具合箇所を是正するなど, 予防保全の視点により施設の長期使用を図ります。 【統合等推進方針】 利用実績が減少している施設については, 将来的に利用実績の状況を鑑みて効果的な活用ができるよう, 利用寿命に応じた施設の有効活用を検討します。			

④ 産業系施設

● 産業系施設			
区分	産業系施設	延床面積	3,424.48 m ²
主な対象施設	水車の里フルーツトピア		
■管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用され则认为られるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。 指定管理制度を活用している施設については、適切な管理を指導します。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。 【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。 指定管理制度を活用している施設については、適切な管理を指導します。 【長寿命化の実施方針】 診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕等を計画的に行い、公共施設等を健康な状態に保ちます。 さらに、定期的な施設診断により小規模改修工事等を行い、不具合箇所を是正するなど、予防保全の視点により施設の長期使用を図ります。 【統合等推進方針】 利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて効果的な活用ができるよう、利用寿命に応じた施設の有効活用を検討します。			

⑤ 学校教育系施設

● 学校教育系施設

区分	学校，その他教育施設	延床面積	29,544.74 m ²
主な対象施設	各地区小学校，矢掛中学校，給食センター		

■管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的に施設の点検・診断を行い，施設の状況を把握し，適時修繕を行い，児童・生徒の安全・安心な環境の確保と，災害時における地域の核となる施設としての機能確保を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

計画的に施設の点検・診断を行い，施設の状況を把握し，適時修繕を行い，児童・生徒の安全・安心な環境の確保と，災害時における地域の核となる施設としての機能確保を行います。

【安全確保の実施方針】

児童・生徒の安全な環境を維持することを最優先事項として，必要に応じた施設改修・修繕を行います。

【長寿命化の実施方針】

診断と改善に重点を置き，点検・保守・修繕等を計画的に行い，公共施設等を健康な状態に保ちます。

さらに，定期的な施設診断により小規模改修工事等を行い，不具合箇所を是正するなど，予防保全の視点により施設の長期使用を図ります。

【統合等推進方針】

小学校については，当面は7小学校を存続することとし，コミュニケーション能力の向上等を図る合同授業の拡充を検討します。児童数減少等により統廃合を検討する際には，小中一貫校化を視野に入れての検討を進めます。

⑥ 子育て支援施設

● 子育て支援施設			
区分	子育て支援施設	延床面積	3,749.14 m ²
主な対象施設	各保育園，認定こども園，子育て支援センター		
■管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 計画的に施設の点検・診断を行い，施設の状況を把握し，適時修繕を行い，園児の安全・安心な環境を確保します。 また，災害時においても運営を継続する必要があるため，そのための機能確保を行います。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 子育て支援施設は，改修計画と合わせ，集約化や他目的利用等の可能性についても検討を行います。 【安全確保の実施方針】 園児の安全な環境を維持することを最優先事項として，必要に応じた施設改修・修繕を行います。 【長寿命化の実施方針】 診断と改善に重点を置き，点検・保守・修繕等を計画的に行い，公共施設等を健康な状態に保ちます。 さらに，定期的な施設診断により小規模改修工事等を行い，不具合箇所を是正するなど，予防保全の視点により施設の長期使用を図ります。 【統合等推進方針】 将来の人口の推移，施設に対するニーズを適宜把握し，必要に応じて検討します。			

⑦ 保健・福祉施設

● 保健・福祉施設			
区分	保健施設，高齢者福祉施設， その他社会保健施設	延床面積	2,967.38 m ²
主な対象施設	健康管理センター，老人福祉センター，矢掛寮		

■管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

施設利用者が安全，安心して利用できるよう，継続的に点検・診断を実施するとともに，点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで，老朽化対策等に活かしていきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検及び診断等の結果に基づいて，施設の適切な維持管理を行い，必要な修繕を行う事で，コストの縮減・平準化を実施していきます。また，更新等については，施設の必要性や需要を考慮します。

【安全確保の実施方針】

建物の安全性を確保するため，進行する老朽化に対し，適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。

【長寿命化の実施方針】

診断と改善に重点を置き，点検・保守・修繕等を計画的に行い，公共施設等を健康な状態に保ちます。

さらに，定期的な施設診断により小規模改修工事等を行い，不具合箇所を是正するなど，予防保全の視点により施設の長期使用を図ります。

また，必要に応じて長寿命化のための大規模改修を実施します。

【統合等推進方針】

各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設毎に検討し，実施していきます。

⑧ 行政系施設

● 行政系施設			
区分	庁舎等，消防施設，その他行政系施設	延床面積	6,665.84 m ²
主な対象施設	庁舎，各地区消防器庫，矢掛町クリーンハウス		
■管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 対症療法的に劣化の進んだ庁舎の補修を行う（事後保全）のではなく，劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで，施設の長寿命化を図ります。消防器庫は，災害時にその機能を果たせるよう，使用している消防団員の意見を聴取し点検に活かします。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検や診断結果等に基づき，維持管理，修繕を行うことで，トータルコストの縮減・平準化に努めます。更新については省エネルギーの導入を積極的に行い，ランニングコストの縮減を目指します。 【安全確保の実施方針】 点検・診断等に基づき，危険性があると判断された箇所については，緊急的な修繕などを行い，安全性の確保を行います。 【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等に基づき，予防保全型の維持管理，修繕を行うことで施設の長寿命化に取り組みます。 【統合等推進方針】 各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し，実施していきます。			

⑨ 公営住宅

● 公営住宅			
区分	公営住宅	延床面積	15,011.86 ㎡
主な対象施設	町営住宅，特定公共賃貸住宅，定住促進住宅		
■管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 老朽化する住宅の延命を図るため，定期的に必要な点検・診断を実施します。 また，点検・診断等の履歴を集積・蓄積し，対策等に活かしていきます。 さらに，耐震化について，本町には旧耐震基準の住宅が数多く残されており，これらの状況について，長期的に存置する住宅を令和7年度までに解消を図るとともに，老朽住宅の除却・統合建替えを令和9年度までに実施します。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 維持管理の対象となる住宅の部分または設備について，点検の時期及び内容を定めた計画を策定します。 また，住宅の設計，施工，点検結果を含む維持管理に関する情報を記録した住宅履歴のデータベースを活用し，早期の段階で予防的な修繕を実施することで，既存ストックの適正な維持管理に努めます。 さらに，更新にあたっては，今後の建替え戸数のピークの平準化に努め，長期的な需要変動に対応できるように，町域において必要となるストックの将来像を見定めることで，取り組みます。 【安全確保の実施方針】 点検結果に基づく修繕においては，入居者が安全かつ安心して生活ができるよう，危険の除去を優先的に実施します。 また，避難性能について，各住戸から二方向以上の避難経路を確保し，火災時等における避難の安全性を高めます。			

【長寿命化の実施方針】

「矢掛町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存ストックの老朽化が進む前に予防保全を実施し、改善を進めます。

また、改善事業の際にはライフサイクルコストの算定による費用対効果の検証を行い、必要に応じて、建替え事業への変更もしくは改善内容の見直しを行います。

【統合等推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、住民の退去後、用途廃止・除却を進めます。

また、建替えを実施する際は、町中心部への建替えを行い、集約することで、より安全で安心な町営住宅の供給を推進します。

さらに、町営住宅の統廃合の方向性については、町民の理解を得ながら、地域ごとのまちづくりや他部門施策へ寄与する内容も含め、長期的な視点で検証・判断します。

⑩ 公園施設

● 公園			
区分	公園	延床面積	2,963.44 m ²
主な対象施設	矢掛町総合運動公園，吉備真備公園，嵐山公園，茶臼山文化の丘等		

■管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続的に使用する施設については，計画的に施設の点検・診断を行い，施設の状況を把握していきます。

小規模で簡易な建物については，耐震化は行わず必要最小限の点検管理を行うこととします。

指定管理制度を活用している施設については，適切な管理を指導します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は，適切に対処し維持管理を行っていきます。更新等の検討にあたっては，施設の必要性や需要を考慮します。

【安全確保の実施方針】

今後も維持していく施設は，施設の継続性や建物の安全性を確保するため，進行する老朽化に対し，適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。

また，老朽化が著しい施設については，取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

指定管理制度を活用している施設については，適切な管理を指導します。

【長寿命化の実施方針】

診断と改善に重点を置き，点検・保守・修繕等を計画的に行い，公共施設等を健康な状態に保ちます。

さらに，定期的な施設診断により小規模改修工事等を行い，不具合箇所を是正するなど，予防保全の視点により施設の長期使用を図ります。また，必要に応じて長寿命化のための大規模改修を実施します。

なお，矢掛町総合運動公園については「公園施設長寿命化計画調書」に基づき，既存ストックの維持管理を行います。

【統合等推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については，計画的に取り壊し，建替えを実施することにより，安全で安心な施設の供給を推進します。

その他各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し，実施していきます。

⑪ その他施設

● その他（供給処理施設含む）			
区分	供給処理施設	延床面積	12.00 m ²
主な対象施設	公共残土置場管理棟		
区分	その他施設	延床面積	15,116.69 m ²
主な対象施設	旧矢掛商業高等学校，排水機場，倉庫，ごみ収集場等		

■管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続的に使用する施設については，計画的に施設の点検・診断を行い，施設の状況を把握していきます。

小規模で簡易な建物については，耐震化は行わず必要最小限の点検管理を行うこととします。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は，適性に対処し維持管理を行っていきます。更新等については，施設の必要性や需要を考慮します。

【安全確保の実施方針】

今後も維持していく施設は，施設の継続性や建物の安全性を確保するため，進行する老朽化に対し，適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。

また，老朽化が著しい施設については，取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

【長寿命化の実施方針】

診断と改善に重点を置き，点検・保守・修繕等を計画的に行い，公共施設等を健康な状態に保ちます。

さらに，定期的な施設診断により小規模改修工事等を行い，不具合箇所を是正するなど，予防保全の視点により施設の長期使用を図ります。

【統合等推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については，計画的に取り壊し，建替えを実施することにより，安全で安心な施設の供給を推進します。

その他各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し，実施していきます。

⑫ 介護老人保健施設

● 介護老人保健施設			
区分	介護老人保健施設	延床面積	3,243.90 m ²
主な対象施設	介護老人保健施設たかつま荘		

■管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

施設利用者が安全，安心して利用できるよう，継続的に点検・診断を実施するとともに，点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで，老朽化対策等に活かします。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検及び診断等の結果に基づいて，施設の適切な維持管理を行い，必要な修繕を行う事で，コストの縮減・平準化を実施します。

また，更新等については，施設の必要性や需要を考慮しながら計画的に実施します。

【安全確保の実施方針】

建物の安全性を確保するため，進行する老朽化に対し，適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。

また，福祉避難所に指定されていることを考慮し，必要な措置を講じます。

【長寿命化の実施方針】

診断と改善に重点を置き，点検・保守・修繕等を計画的に行い，公共施設等を健康な状態に保ちます。

さらに，定期的な施設診断により小規模改修工事等を行い，不具合箇所を是正するなど，予防保全の視点により施設の長期使用を図ります。

【統合等推進方針】

施設の目的や用途に応じた管理手法を検討し，実施します。

⑬ 病院施設

● 病院施設			
区分	病院施設	延床面積	8,610.81 m ²
主な対象施設	矢掛町国民健康保険病院		
■管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 施設利用者が安全，安心して利用できるよう，継続的に点検・診断を実施するとともに，点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで，老朽化対策等に活かします。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検及び診断等の結果に基づいて，施設の適切な維持管理を行い，必要な修繕を行う事で，コストの縮減・平準化を実施します。 また，地域の医療ニーズに合わせた医療体制の確保に必要な施設・機器の整備を行います。 【安全確保の実施方針】 建物の安全性を確保するため，進行する老朽化に対し，適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。 【長寿命化の実施方針】 診断と改善に重点を置き，点検・保守・修繕等を計画的に行い，公共施設等を健康な状態に保ちます。 さらに，定期的な施設診断により小規模改修工事等を行い，不具合箇所を是正するなど，予防保全の視点により施設の長期使用を図り，必要に応じて長寿命化のための大規模改修を実施します。 【統合等推進方針】 町内唯一の救急告示病院として地域の中核的な役割を果たしており，統廃合は検討していません。 引き続き，併設する介護老人保健施設たかつま荘や近隣の高度機能を有する病院との連携を強化しつつ病院運営を進めていきます。			

(2) インフラ施設

A 道路

矢掛町における町道の総延長は357,294.4m, 舗装率は91.8%です。

道路は、町民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

■管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

幅員2m以上の路線を対象に、平成25年度に路面性状調査を実施し、舗装長寿命化計画を策定しています。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管理路線すべてについて、職員によるパトロールや町民からの通報によって変状や損傷の早期把握に努めます。それと同時に、幅員2m以上の路線については、長寿命化計画に基づき改修等を実施していきます。

【安全確保の実施方針】

変状や損傷が明らかになった場合には、通行状況や第三者被害の観点から適切な処置を実施するとともに、原因を究明し再発防止に努めます。

【長寿命化の実施方針】

従来の「事後保全型の維持管理」から、早期補修を計画的に行う「予防保全型の維持管理」へ移行することで、維持管理及び更新費用の縮減と平準化を図るとともに、道路ネットワークの安全性・信頼性の確保を図ります。

【統合等推進方針】

通行状況や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて路線の新設や改良、廃止について検討します。

B 橋りょう

矢掛町が管理する橋りょうは280橋あり、そのうち258橋が永久橋（鋼橋，RC橋，PC橋），22橋が非永久橋（木橋，石橋等）です。

将来大幅な更新費用の増加が予測されるため，平成30年度に策定した長寿命化計画を適切に推進することで，ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ります。

■管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

橋りょうの健全度を把握するため，長寿命化計画と連携した定期点検を実施します。地震等の災害時や橋りょう部材に異常が発見された場合には，異常時点検を実施して，橋りょうの安全性を確認します。

また，耐震化については，点検結果による健全度の評価や橋りょうの重要度等をもとに総合的に勘案し，効率的な耐震化工事を実施します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管理区分毎に設定した管理水準を基本とし，健全度の評価や橋りょうの重要度，損傷要因等をもとに総合的に勘案し，効率的な維持及び修繕が図られるよう，対策を行います。

また，橋りょうを良好な状態に保つため，日常的な維持管理として，道路パトロール，清掃などを行います。

【安全確保の実施方針】

長寿命化計画において改修等が必要と位置付けられた橋りょうについては，遅滞なくその施工を実施します。その他の橋りょうについても，職員によるパトロールや町民からの通報によって変状や損傷が明らかになった場合には，通行状況や第三者被害防止の観点から適切な処置を実施するとともに，原因を究明し再発防止に努めます。

【長寿命化の実施方針】

従来の「事後保全型の維持管理」から，早期補修を計画的に行う「予防保全型の維持管理」へ移行することで，維持管理及び更新費用の縮減と平準化を図るとともに，道路ネットワークの安全性・信頼性の確保を図ります。

【統合等推進方針】

通行状況や社会情勢等を踏まえ，必要に応じて統合や廃止について検討します。

C トンネル

矢掛町が管理するトンネルは、「藤ヶ峠トンネル」の1箇所です。当該トンネルは、1989年（昭和64年）に建設され、経年とともに老朽化が進行しています。

今後はさらなる維持管理費の増大が予測されるため、安全性の確保を最優先とした維持管理を行いながら、財政負担の軽減・平準化を実現する必要があります。

矢掛町トンネル長寿命化修繕計画に基づき、長期的な視点を持って、効率的・効果的な施設管理を行います。

■管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

原則として5年に1回の定期点検を実施し、トンネル本体や照明器具等の付属施設に係る損傷の有無について確認を行います。

また、道路パトロールによる日常点検を実施し、安全性を阻害する異常がないかどうか確認を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

定期点検による健全性の診断結果に基づき、トンネルの機能や耐久性を回復させるための最適な措置を講じます。対策の優先順位は、トンネルの健全性のほか、第三者への被害波急性や路線の重要度などを総合的に勘案して判断します。

また、照明等の附属物は、落下する危険性をなくするため、異常が見つかった場合は、速やかに修繕を行います。

【安全確保の実施方針】

定期点検において早急に修繕等が必要という評価になる前に予防的に補修工事を行い、トンネルの健全性を維持します。

【長寿命化の実施方針】

従来の「事後保全型の維持管理」から、早期補修を計画的に行う「予防保全型の維持管理」へ移行することで、維持管理及び更新費用の縮減と平準化を図るとともに、道路ネットワークの安全性・信頼性の確保を図ります。

【統合等推進方針】

トンネルの設置場所やその必要性から、集約化・撤去の検討を進めていくことは困難ですが、令和5年度までに費用の縮減や事業の効率化の効果が見込まれる新技術等の活用について検討します。

D 上水道

矢掛町上水道は、昭和47年に給水を開始し、簡水統合を経て現在は普及率99.6%となっており、1日最大配水量は4,995m³/日となっています。水道施設の概要として、浅井戸6か所、浄水施設4か所、ポンプ場21箇所、配水池19か所、管路総延長272kmで町内全域に安定供給を行っています。

しかしながら、給水開始以来40年以上が経過し、人口減少による料金収入の減少や老朽化施設の更新費用の増大、災害への対応、人材・技術力確保などの問題が生じています。今後も安全な水を安定して供給するためには、これらの問題に対処し将来を見据えながら変化する事業環境に対応できるように、水道施設の適切な管理運営や更新事業などを計画的に推進していく必要があります。

平成28年度に水道事業の現状と課題を分析し、50年後、100年後の将来を見据え、本町の実情に応じた目指すべき方向性や実現化方策を示した「矢掛町水道事業ビジョン」を作成しました。

■管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

本町では、メーターの検針や水質調査、設備の保守点検など外部委託しており、業務の効率化に努めています。今後は更なる外部委託の拡充や委託先の統一を検討します。耐震化については、管路では、基幹管路で65.4%が耐震化済となっており、今後も年次計画で更新を行います。また、施設については重要度と経過年数から優先順位を定め耐震化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を行ってきましたが、矢掛町の上水道施設は、耐用年数を考慮すると今後本格的な更新時期を迎えることとなります。今後も継続的に安定したサービスを提供するため、中長期的な視点に立ち、持続可能な更新需要の見通しにより、財政収支を踏まえた実現可能な計画を作成します。また、構造物の耐震化は、施設の重要度と経過年数から優先順位を定め、更新に合わせて耐震化を図ります。

【安全確保の実施方針】

「第6次矢掛町振興計画」の施策である「安全かつ快適に暮らすための生活環境の整備と防災機能の拡充」を達成するため「矢掛町水道事業ビジョン」を作成し、ビジョンに示した目標を達成すべく財政状況や町民ニーズなどを踏まえて5年毎に見直しを行い、計画的な事業運営を推進します。

【長寿命化の実施方針】

厚生労働省の提唱による「新水道ビジョン」の「持続」「安全」「強靱」の観点から50年先を見据えた水道の在り方について平成28年度に「矢掛町水道事業ビジョン」を作成しました。この計画により次世代へ水道を継承できるよう「安全・安心やかげの水DO」を実施します。

【統合等推進方針】

本町においては、地理的・地形的・事業の統合等により多数の施設を有しており今後は人口減少に伴う給水量減少も踏まえた施設の統廃合やダウンサイジングが課題となります。「矢掛町水道事業ビジョン」の実践及び施設の更新期に合わせ計画的にこれらを検討します。

E 下水道

町内の下水道施設は平成元年に農業集落排水に着手し、平成21年度までに4地区の供用を開始しました。公共下水道は平成5年に事業着手し平成29年度末に管きょ整備が完了しています。平成30年度からは経営改善を図るため農業集落排水の公共下水道への統合を計画し、広域化を進めるなど長期的・効率的に安定した事業運営を行っています。

令和2年度末では、管きょ延長約137.2km、公共下水道事業の処理場1箇所、農業集落排水事業の処理場3箇所ですべての汚水処理を行っています。

矢掛浄化センターでは笠岡市北部からの汚水の受け入れやMICS施設によるし尿・浄化槽汚泥の処理を行っており、施設の有効活用を図っています。

■管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

日常点検については、処理施設において民間委託による運転管理及び維持管理を行っており、今後も委託業者と連携を図りながら適切な点検を実施し維持管理に努めます。

定期的に行う調査については、ストックマネジメント計画で定めた頻度及び優先順位に基づき実施します。

耐震化については、現在実施中であり、安定した町民生活の実現のために、早期の完了を目指します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

本町の下水道施設は、民間委託による維持管理及び点検を実施しており、今後も委託業者と連携し効率的な維持管理を行います。また、下水道管きょについては標準耐用年数に対し余裕がある状況ですが、機械設備・電気設備においては標準耐用年数が短いため、長寿命化計画による、計画的で効率的な更新を行っています。

【安全確保の実施方針】

日常点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、早急な対応を実施し必要な措置を講じます。

【長寿命化の実施方針】

平成21年度に「下水道長寿命化計画」、平成29年度に「矢掛町公共下水道事業ストックマネジメント実施方針」を策定しており、適宜計画の見直しを実践しながら計画的で効率的な改築更新により、老朽施設の対策を実施します。

【統合等推進方針】

汚水処理施設の維持管理費を軽減するため、農業集落排水施設を令和7年度までに段階的に公共下水道区域へ接続する計画です。

F 農道・林道

町内には農道が55, 833m, 林道が68, 685mあり, 日常点検や地元要望により, 修繕工事等を実施し, 適正な維持管理を行っています。

■管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

日常点検及び災害後の点検等により, 農道・林道施設の状況把握を行い, 記録を残し今後の点検・診断の参考とします。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

日常点検により修繕等の必要が確認された場合は, 適正に対処し維持管理を行います。一部路線については, 地元自治会や民間に委託し, 維持管理を行います。

【安全確保の実施方針】

点検等により, 安全性に支障を来すと判断された場合には, 緊急的な修繕を実施するとともに, 通行止め等の必要な措置を講じ, 安全確保を行います。

【長寿命化の実施方針】

修繕等維持管理費のトータルコストの削減を考慮し, 修繕等の優先順位を確認しながら, 計画的な施設管理と利用者の安全確保を図ります。

【統合等推進方針】

利用状況や社会的影響をふまえ, 必要に応じて廃止等を検討します。

G 農業水利施設

町内にはダム2箇所、排水機場7箇所、ため池165箇所あり、定期点検や修繕工事、改修工事等を実施し、適正な維持管理を行っています。

■管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

日常点検及び定期点検により、農業水利施設の状況把握を行い、記録を残し今後の点検・診断の参考とします。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

ダム：鬼ヶ岳ダムについては、県から補助金を受け、維持管理を行います。年に1度の定期点検や日常点検の結果に基づき、修繕・更新等を行います。第2星田ダムについては、星田池土地改良区が維持管理を行います。

排水機場：維持管理は地元住民に委託しており、町では年に1度の定期点検や地元管理者の報告等に基づき、修繕・更新等を行います。

ため池：各ため池毎に地元管理者を設置し、地元住民により草刈等維持管理を行います。定期的な点検や、地元管理者の点検結果、地元要望等に基づき、修繕・更新等を行います。

【安全確保の実施方針】

点検等により、維持管理に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

【長寿命化の実施方針】

ダム：平成30年度から長寿命化事業を実施しており、施設の更新を行い、老朽化設備の対策を実施しています。

排水機場：平成22年度に排水機場2箇所のストックマネジメント事業を実施しており、今後もトータルコストの縮減を考慮し、優先順位を確認しながら、事業化を行い計画的な施設管理を行います。

ため池：老朽化が深刻なため池については、優先度に応じて耐震化等の改修を行います。

【統合等推進方針】

ため池について、利用状況や社会的影響をふまえ、必要に応じて廃止等を検討・実施します。